

令和元年9月

美里町教育委員会定例会議事録

令和元年9月教育委員会定例会議

日 時 令和元年9月26日（木曜日）

午後1時45分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出 席 者 教育委員（5名）

教 育 長 大 友 義 孝

1番 教育長職務代理者 後 藤 眞 琴

2番 委 員 成 澤 明 子

3番 委 員 留 守 広 行

4番 委 員 千 葉 菜穂美

欠席なし

説明員 教育委員会事務局

教育次長 佐々木 信 幸

教育総務課長兼
学校教育環境整備室長 佐 藤 功太郎

教育総務課課長補佐兼総務係長 藤 崎 浩 司

学校教育専門指導員 忽 那 正 範

青少年教育相談員 齋 藤 忠 男

課長補佐兼近代文学館長 笠 原 房 子

教育総務課主事 阿 部 圭 佑

教育総務課主事 島 彩 花

教育総務課主事 伊 藤 大 樹

説明員 特別説明員

株式会社オリエンタルコンサルタンツ 山 本 和 幸

株式会社オリエンタルコンサルタンツ 石 田 浩 人

傍聴者 なし

議事日程

- ・ 令和元年5月教育委員会定例会議事録の承認
- ・ 令和元年6月教育委員会定例会議事録の承認
- ・ 令和元年7月教育委員会臨時会議事録の承認
- ・ 令和元年7月教育委員会定例会議事録の承認
- ・ 令和元年8月教育委員会臨時会議事録の承認
- ・ 令和元年8月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第15号 美里町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止について

第 4 報告第16号 令和元年度美里町議会9月会議について

第 5 報告第17号 区域外就学について

- ・ 審議事項

第 6 議案第15号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について

第 7 議案第16号 美里町立幼稚園預かり保育実施に関する規則の一部改正について

第 8 議案第17号 美里町立幼稚園保育料等減免規則及び美里町私立保育園の利用者負担額を定める規則の廃止について

- ・ 協議

第 9 いじめ・不登校対策及び生徒指導等（8月分）について

第 10 基礎学力向上等について

第 11 全国学力・学習状況調査結果について

第 12 美里町近代文学館長寿命化計画（案）について

第 13 学校再編について

- ・ その他

行事予定等について

令和元年10月教育委員会定例会の開催日について

本日の会議に付した事件

- ・ 令和元年5月教育委員会定例会議事録の承認
- ・ 令和元年6月教育委員会定例会議事録の承認
- ・ 令和元年7月教育委員会臨時会議事録の承認
- ・ 令和元年7月教育委員会定例会議事録の承認
- ・ 令和元年8月教育委員会臨時会議事録の承認
- ・ 令和元年8月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第15号 美里町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止について

第 4 報告第16号 令和元年度美里町議会9月会議について

第 5 報告第17号 区域外就学について

- ・ 審議事項

第 6 議案第15号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について

第 7 議案第16号 美里町立幼稚園預かり保育実施に関する規則の一部改正について

第 8 議案第17号 美里町立幼稚園保育料等減免規則及び美里町私立保育園の利用者負担額を定める規則の廃止について

- ・ 協議

第12 美里町近代文学館長寿命化計画（案）について

第13 学校再編について

- ・ その他

行事予定等について

令和元年10月教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

- ・ 協議

第 9 いじめ・不登校対策及び生徒指導等（8月分）について【秘密会】

第10 基礎学力向上等について【秘密会】

第11 全国学力学習状況調査結果について【秘密会】

午後 1 時 45 分 開会

○教育長（大友義孝） 大変皆さん、お疲れさまでございます。

9月に入りまして、もう稲刈りが今進んでいるようなところでございまして、一度機械が入るとすぐに田圃のほうには穂がなくなると。どれぐらい出たのかなというようなことをちょっと聞きますと、結構いい数字を聞いています。ですから、これが「やや良」なのか、「良」なのか、その辺は全体を見ないとわからないというところがあるようです。

委員の皆様方には、中学校の運動会、それから指導主事の訪問、敬老式、いろんな町の行事、教育委員会の行事がございました。その都度参加をいただきまして、本当に感謝を申し上げたいと思っております。

今日は、協議事項、審議事項たくさんありますけれども、スピーディーに皆さんのご意見を頂戴しながら進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから令和元年9月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は教育長を含め5名でありますので、委員会は成立いたしております。

なお、説明員といたしまして、教育次長、教育総務課長、教育総務課課長補佐が現在のところ出席をさせていただいております。後ほど、議案の説明、それから協議事項の説明がございますので、暫時担当の職員がこちらに入るということのお許しもいただきたいと思いますので、その都度紹介を申し上げながら進めさせていただきます。

○教育長（大友義孝） 暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 47 分

再開 午後 1 時 48 分

○教育長（大友義孝） じゃあ、再開いたします。

○教育長（大友義孝） それでは、ただいまから会議を行います。

まず、開会の議事日程表を見ていただきますと、6件の議事録の承認の部分がございます。

こちらについて、まず担当のほうから説明を申し上げたいと思います。教育総務課長、お願

いします。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　お疲れさまでございます。

私のほうからご説明をさせていただきたいと思います。資料につきましては、美里町教育委員会議事録作成フローというものになります。

まず初めに、今回、非常に多くの議事録をお送りさせていただきまして、お読みいただくということで大変なご苦労をおかけしまして、大変申しわけございませんでした。本来であれば、しっかりと規則にのつとった形で処理をするということが必要であったんですが、こちらの事務局側の作業がおくれてしまいまして、今回まとめてご確認いただくということで、大変な苦労をおかけしてしまったということでございます。これにつきましては、住民の方から苦情申し立てという形でお話もありまして、事務が滞っていると、ちゃんと適正に処理されていないというようなことも受けまして、今回の定例会に向けて正常に戻したいという事務局の考えがございまして、今回大分ご無理をおかけしたということでございます。

それで、今後につきましては、お渡ししているフローに基づいて進めていきたいということでございまして、基本的には議事録センターにまず頼んでいるところでございます。ですので、最初に音声データを議事録センターにお送りするということで、これは会議終了後3日以内にやりたいと。その後、議事録センターのほうで粗原稿を作成するということで、これが15日以内ということになります。その後にその粗原稿を事務局のほうで確認して、それを委員さんにお渡しして、まずは議事録案の確認をいただくと。その上でそれをまた取りまとめて、告示のときにその修正したものをお渡しするという形で進めたいなと。これは、単純にこの必要日数をプラスしますと26日になるわけです。大体1カ月程度はやはりかかってしまうということがございますが、次の定例会で承認を受けられるように、今後しっかりと進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいところでございます。

下に、米印で書いておりますけれども、臨時会につきましては、直近の定例会での報告が困難、例えば直前に開催するということもありますので、その場合につきましては、その次の定例会、そこで承認を受けることとしたいということでございます。よろしくお願ひいたします。

あと、藤崎のほうより議事録の関係でご説明させていただきます。

○教育長（大友義孝）　じゃあ、引き続き課長補佐、どうぞ。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司）　今回、6件の議事録を事前に教育委員さんにお渡していまして、何点か文言の修正箇所がございましたので、こちらのほうで修正委任していただければ作成します。よろしければご承認をお願いします。

○教育長（大友義孝） 本当に委員の皆様方には、6件も議事録を一度見ていただきまして、本当にありがとうございました。いろいろ読んでいただきまして、修正箇所、もしありであれば藤崎課長補佐にお伝えをいただきたいと思っております。その部分で修正があれば直して、さらに、てにをは関係の整理をして、正式な議事録ということにさせていただきたいと思いますが、そういう形で進めさせてもらってよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

先ほど、教育総務課長からお話があったように、議事録の作成フロー、今後はこういったフローでおくれのないように進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、令和元年5月の定例会の議事録から令和元年8月の定例会の議事録まで承認をいたしましたということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について行います。

議事録署名委員は、美里町教育委員会会議規則第22条第3項で規定されておりまして、教育長から指名をさせていただきます。

1番、後藤委員さんにお願いします。2番、成澤委員さんにお願いいたします。よろしくお願いします。

報告事項

日程 第2 教育長の報告

○教育長（大友義孝） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、教育長の報告。

別紙に、教育長報告をつけさせていただきました。大きく8点ほど報告をさせていただきます。

1つ目は、8月に美里町議会の8月会議がございました。この議会は、教育委員会の関係の議案はないということで、私どもも出席はしてございませんでした。

2つ目ですが、9月会議がありまして、9月の3日から9月の24日まで開催されました。中身は、平成30年度各会計の決算認定でございました。全て認定をされております。それから、補正予算もございました。

さらに大きな部分だけ載せさせていただきましたが、スポーツ施設の指定管理者が今現在、スポーツ施設全部、スイミングセンターも含めて美里町体育協会が指定管理者として今運営されています。それが来年の3月で満了になるということで、今度は町としてどうなのかということで、町としては指定管理で行なっていきたいということから、指定管理者を選定する議案が上程されました。そこで、スポーツ施設の中でもスイミングセンターだけは分けて、それ以外の施設は一つのものということで、大きく2つに分けられました。スポーツ施設は、トレーニングセンターほか南郷体育館も含むわけですね、こちらの部分についての7施設、全部で8施設ですね、トレーニングセンターを入れますので8施設あるんですが、特定非営利法人美里町体育協会・株式オリエンタルコンサルタンツ美里スポーツ施設指定管理業務共同事業体ということで、この事業体が指定管理者になるということですね、来年の4月以降、5年間です。

それから、スイミングセンターにつきましては、株式会社ダンロップスポーツウェルネスというところが受託をしまして、5年間の指定管理を行っていくということに決まりました。その議案が出されてございます。

なお、教育委員会の関係についての詳細の部分については、後ほど教育次長から報告をさせていただきたいと思います。

大きい3つ目については、校長、教頭、主幹教諭の候補者選考ですが、筆記試験については既に終わりまして、これから2次面接試験ということに相なります。

4つ目です。北部教育事務所管内の教育長連絡会は明日開催予定でありますので、詳細な部分が今度は示されて、何かといいますと、大きく人事異動方針等々が示されて、10月いっぱいが山場で、その調整作業を含め11月、12月で詳細の調整をしていくということになっております。

5つ目であります。各学校のエアコン、幼稚園も含みますが、試験稼働を開始、全校できるようになりました。管理とか稼働の部分については、学校管理できちんとやっていただくということを校長会議の中でもお話をさせていただきました。本当におかげさまでございます。7億円近いお金をかけて全部が完了するという運びに相なったわけでございますが、快適なとい

いますか、まだ残暑がありますので使っている学校もあるようでございます。

それから、6つ目です。全国学力・学習状況調査結果については、後ほど学校教育専門指導員のほうから報告がありますが、このように公表関係については、教育委員会で協議した後、連絡するもので、学校のほうではちょっと待てというふうに指示をしております。

7つ目は、町内の校長会、幼稚園長・保育所長会が1カ月の間に開催されておりますので、伝達事項を資料につけさせていただいておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思います。

それから、8つ目です。来年、再来年度の年間授業日数はどれぐらいになるのかということをございまして、ことし令和元年度は年間の日数が200日です、とれる日数が。令和2年度は202となります。令和3年は203日となってまして、ことしより来年は2日間多くなりますが、来年から小学校のほうも学習指導要領も本格稼働してまいりますし、中学校についても同じような現象になってきて、ますます時数の確保が難しくなってまいりました。そこで、この年間授業日数はこれなんだけれども、年間の行事予定がどれだけ組めるかということが問題になってきます。そこで、校長先生方を初め、いろいろとこれから協議をしていくことになってまいります。来年の夏休み前ごろにはいろんな形で整理したいということを申し上げてまいりましたが、そこまで待っているわけにもいかなくなってきたというものが現状でございまして、改めて日数を調整しながらもう動いていかないと、ちょっと後で大変な思いにならるような気がしますので、今のうちから進めたいということでございます。

よろしくお願ひいたします。

以上、教育長報告でございます。

この報告の中で、委員の皆様方からご質問もありでしたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、教育長の報告については以上で終了させていただきます。

日程 第3 報告第15号 美里町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第3、報告第15号 美里町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止について、報告をさせていただきます。

では、担当のほうから報告をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） では、お手元の資料をごらんください。報告第15号でございます。

先ほどちょっと教育長報告でも若干ご説明あったと思いますが、9月議会で幼保無償化に関する条例改正などを行わせていただきまして、補正予算も認めて承認していただいております。その中の一環ですが、私立幼稚園に通われているお子さん、保育料と入園料ですね、今まで補助金、こちらのほうから交付していたという経緯がありまして、今回幼保無償化に伴いまして、こちらの補助金は無くなります。それに伴って、こちらの交付要綱も全て廃止ということになります。こちらは10月1日から施行ではなくて、来年の3月31日から施行ということになります。申請があって、こちらでいろいろと確認事項を実績報告の中身も確認しなければならない期間がありまして、それに伴って年度末まで一応施行する日が年度末までちょっと引っ張ってしまうという形になります。こちらのほうで一応報告という形で話させていただきました。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございました。

規則の部分については、教育委員会での承認、要綱・要領等については教育長のほうで専決させていただくということになってございます。そういうわけで、廃止の報告をさせていただきました。

なお、今説明があったように、精算が必要な部分が年度内に発生するので、今年度いっぱい要綱は残しておりますので、そして、4月1日からそれは全廃ということになるということをご承知おきいただきたいと思います。

以上で報告済みということにさせていただきます。

日程 第4 報告第16号 令和元年度美里町議会9月会議について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第4、報告第16号 令和元年度美里町議会9月会議について、報告をさせていただきます。

担当は教育次長ですね、よろしくお願ひいたします。

○教育次長（佐々木信幸） では、私から、報告をさせていただきます。

令和元年度美里町議会9月会議について、報告第16号と差しかえさせていただいておりま

す。よろしくお願ひいたします。

まず、議会ですけれども、第1日目から3日目までは一般質問がございまして、今回教育委員会にかかわる質問は非常に少ない議会でございました。お二人の方から関連する質問をいただいておりますので、その内容について今回答弁メモという形で整理をしたものを資料としてつけさせていただいております。これは、最初に一般質問の通告を議員さんからいただきまして、それに対する最初の回答、これはもう答弁調整ということで、町長も含めて調整して、それを読み上げるという形での答弁になりますので、それをそのままつけております。事前に配付させていただいているので、その部分はお読みいただいているということで、再質問等についてお話をさせていただきます。

まず、一般質問の佐野善弘議員ですが、南郷高校の再編についてのご質問をいたしておりますが、これは一応、原案は教育委員会のほうで答弁作成しましたけれども、実際の答弁は教育長ではなく町長が答弁しておりまして、町長部局での答弁ということでございました。それで、この答弁に対する質問ですけれども、佐野議員から、町と南郷高校の連携がとれていること、それから南郷高校には広大な土地があって、鹿島台駅からも10分程度ということで近い立地だということで、3校の統合についてはやむを得ないと考えておりますが、現在の南郷高校の場所にその3校を統合した新設校をぜひ建ててほしい、南郷高校を生かしてほしいというふうなご意見がこの一般質問の趣旨でございました。それで、町長からの回答としましては、同窓会と一緒にになって、既存の場所で3校を統合した新設校ができるように、今後、県知事、県教育委員会、県議会へ要望していきますという回答をしたところでございます。

第3日目になりますが、一般質問、手島牧世議員からの一般質問は、学校再編についてでございます。これも、最初の質問、それから答弁については答弁書のとおりでございました。再質問といたしまして、手島議員からは少数意見を拾うことも重要ではないかというご質問がありまして、教育長から少数意見も大切であるという回答をしてございます。

それから、専門的な知識を有する方々の話を聞くことも重要であるというところで、ちょっと例として挙げられましたが、プールですね、今回資料では提出しておりますけれども、施設の基本計画の中にプールに洗体槽の図面があるんですけども、今現在その洗体槽というものはほとんど置かなくなっているということで、ちょっと今の時代にはそぐわないのではないかというようなことも例に挙げられて、もっと専門的な知識のある方の話をというところもあったようでございます。

それから、特別支援の重要性などもそのときに質問としてされております。教育長が答弁し

ましたけれども、特別支援教育を必要とする子供はふえているということで、本町でも教員補助員や特別支援教育支援員を配置して進めていると。文部科学省からも見に来ていると、こういうことで美里町がそういったところに力を入れているというお話をしたところです。

それで、施設の基本計画で示しているものがありますけれども、今後実施計画ではもっと詳しいものをつくっていくということと、あとそれから、開校までにどのような準備が必要かというところは、今後開校準備委員会の中で、先生や保護者の方々の意見も聞いていきますというお答えをしているところです。

それから、小学校の再編についてはどうかというようなご質問をいただきましたが、これにつきましても、小学校でも必要性を感じているというお話をしたところでございます。

それから、総合計画、長期的視野に立ってというところに触れまして、総合計画では2040年を長期として捉えているが、町長は2040年的小・中学校をどう考えているのかというご質問、最後に町長にありましたけれども、町長がお答えしたのですけれども、それまでの過程が大事であると。その間の推移を見て、流れの中で社会の変化を見ながら進めていきますという回答をしているところでございます。

一般質問については、簡単ですが以上とさせていただきます。

それから、同じ3日目ですが、議案審議に入りまして、議案第22号、次のページ、9ページになります。美里町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例ということで、今回上げさせていただいております。8月の定例会の際に、こういった議案を上げさせていただくということで一度説明はしておりますけれども、10月1日からの幼保無償化に向けて、幼稚園の保育料、それから入園料は無償になると。それから、預かり保育料も無償化になりますけれども、条例の中には一部残すような形ということでの整理、それから一時預かり料は従来のとおり残すというようなことでお話をさせていただいたところでございますが、その条例改正に対しまして、福田議員からまずご質問がありました。

今回、資料でつけさせておりますが、12ページ下、手書きの文字で12ページからあります。新旧対照表の左と右を比べていただきますが、左のほうが現行で、4つの種類の金額ですね、表に載っております保育料、入園料、預かり保育料、一時預かり保育料と。右のほうには、預かり保育料と一時預かり保育料が残っているということで載ってございます。

それと、ここでいいますと、13ページのほうの新旧対照表の改正案の第5条ですね、真ん中あたりです。預かり保育料の不還付というのがありますと、この部分で質問がございまして、預かり保育料も無償化になるのに、預かり保育料の不還付の条文がなぜ必要なのかということ

でご質問をいただいたところでございます。回答としましては、入園料と保育料につきましては完全無償化ということなんですかけれども、預かり保育料につきましては最初から無償化ではなくて、原則は償還払いといいまして、一旦納めていただいたものをこちらからお返しする、支払うという形での償還払いという仕組みが原則であると。ただ、その場合に預かり保育という現物給付、サービスを現物で給付する場合は、そのお金のやりとりをしなくてもいいですよという規定がございまして、それに基づいて無償化になるということのものですから、条例の組み立て上は、預かり保育料というものがまずあると、実際お金のやりとりが本来はあるものですという観点で条例をつくるなくてはならないので、そういう形で条例を整理しております。実際預かり保育料は徴収しないのですが、金額も定めなくてはならないし、それを徴収するという形での条例の組み立てが必要なんですということでお話をしまして、不還付の条文もそれに基づいて従来どおり条文に定めているという回答をしたところです。

それから、一時預かり保育料300円ですかけれども、一旦はいただいた場合、その方が無償化に該当するような場合はいつその償還払いでお返しするのかという質問がありまして、翌月に処理いたしますという回答でございます。

それから、村松議員からご質問がありまして、預かり保育料の金額5,500円を条例に残す必要があるのかというご質問をいただきました。先ほどとの関連もございますが、原則償還払いということで一応金額を示す必要があるということ、それから国の交付金の算定基準にも使われる所以金額はお示しする必要があるという回答をしたところでございます。

条例については可決をいただいてございます。

それから、一般会計の補正予算になります。

資料の14ページ以降になります。

これも、8月の定例会の際に補正予算では一応説明しておりましたけれども、そのとき説明しなかったやつが1つございまして、15ページ、債務負担行為補正というのがございます。これは、今回エアコンの工事で電気の受電量というんですかね、その電気の総枠ですか、受電システムです。それが大きくなるもんですから、結果、この電気設備の保守点検業務委託料というのも、その規模に合わせて高くなると。これは複数年契約を既にしておりまして、債務負担行為をそれに基づいて上げているんですが、それが不足するということになりましたので、今回債務負担行為の補正ということで、これにプラスして年度年度で支払っていくという形での補正をさせていただいております。

それから、17ページをお開きください。

歳入の部分で、前回これも説明していなかったところが一番上ですね。これは、担当課は子ども家庭課になりますので、前回説明はしていなかったのですが、子ども・子育て支援臨時交付金ということで、今回の幼保無償化に関連して国のはうから交付金が入るということで、今回歳入で予算を立てているところでございます。

それ以外の部分は、前回の定例会でお話をさせていただいたところです。歳出につきましては、21ページの部分から矢印で印をつけておりますが、23ページまでということで可決をいただいたのですけれども、その際にお一人、福田議員からご質問をいただきました。それは23ページの幼稚園費の枠の一番下にありますが、共通経費の時間外勤務手当196万6,000円、金額が大きいものですから、なぜ今なのかということと、その内容は何かというご質問をいただきまして、内容につきましては、6人の教育総務課職員の時間外勤務手当の900時間分ですと。今回、幼保無償化に関する事務で時間外勤務が発生するため、その補正ですということでお話をしました。福田議員から、この予算が幼稚園費職員人件費という科目に置かれているので、本来教育総務課の職員の人件費がある場所じゃないものですから、多分幼稚園の職員というふうにちょっと勘違いされたところももしかしたらあるのかなということで、ちょっと疑問点があるというようなご質問だったんですが、答えはこれは総務課長のはうからしておりますと、本来は教育総務課の総務に置く予算ではあるけれども、教育総務課の職員の分なのでそれが妥当なんですけれども、事業の目的、それから国の交付金、先ほど示した交付金をこれに財源として充てる関係から幼稚園費の中の職員人件費に置かせていただいたという説明をしたところです。

では、次のページに移ります。

これは、連合審査における質疑と回答ということで、連合審査というのは何かというと、私たち30年度の決算審査を議員さん方からヒアリングを受けてご説明しながらするんですけれども、各課ごとに2つの議員さん方の分科会に分けてご質問いただくんですけれども、教育民生に関する分科会の議員さんの質問を私たち受けてその場でお答えするんですけれども、そこに属していない議員さん、別なほうですね、総務産業建設常任委員会の議員さん方がいらっしゃるわけですが、そちらの議員さん方からはこの連合審査という場を設けて、そこでご質問をいただいて回答するという日にちがございます。その際に、今回山岸議員から2つのご質問をいただいたところです。

1つは、奨学資金についてですけれども、ご質問、その場で一部訂正がございまして、質問としては、決算書204ページの部分の貸付金の貸し付けした方、どんな方がというご質問と

金額があったんですが、その次に返済状況はというご質問があったのですが、これは決算書のこのページは歳出の決算のページでございまして、返済状況となると歳入のほうのお話になるので、ここの部分を訂正しますということで、返済状況のご質問を削除いただいたところです。次の回答の部分ですが、「また前述の貸し付けを受けた方々の返済状況ですが」というところは、同様に私のほうでも回答はしませんでしたので、ここは削除させていただいたというところです。

再質問がありまして、貸付金の金額を見直す考えはないかというご質問がありまして、現在のところはありませんと一度お答えしたのですが、基金残高が結構多い金額があるので、金額をふやすとか、人数をふやすとかというふうな考えはないかというご質問をいただいた際に、教育長のほうから審査会等の中で今後考えていきますというお答えをしたところでございます。

25ページの山岸議員の2つ目の質問は、中学校の建設用地適地選定業務委託料の内訳と金額の具体的な内容はというご質問だったのですが、答弁としては、その業務内容についてこのようにお答えをしたところでございます。

再質問としましては、資料の中でちょっとお話があったのが、概算事業費がいろいろと変更がかなり何回もあったというところからの流れかと思うのですが、資料の中で教育委員会がどれだけ独自につくったのかと、コンサルだけじゃなくて教育委員会でつくった資料があるのかというふうなご質問をいただきましたが、コンサルタントの国際航業からは第1次選定、事業費やスケジュールも含めてですけれども、それから第2次選定までの提案を受けましたと。これらを踏まえて教育委員会で資料をそろえて作業を進めましたというお答えをしております。

それから、コンサルタントと教育委員会が直接現場を見に行ったことはあるのかというご質問に対しては、それぞれ現場を見ておりますけれども、一緒に行ったことはないというふうにお答えをしたところです。

続きまして、最後に、A4一枚物で今日つけさせていただいた写しのマークがある資料です。先ほど決算審査を議会から受けましたというお話をしましたが、その決算審査の内容を行財政議会活性化調査特別委員会委員長の我妻 薫委員長から大橋議長に対して審査報告書ということでまとめられたものです。

この中で、1ページ目、表側の一番下の部分、意見として付された部分ですね。決算そのものは全て認定されましたが、意見を付しての認定ということで、歳入について、2つ目の行、1番下の行ですが、「収入未済額の解消に向け対策を強化されたい」という部分がございまして、この中に教育委員会の幼稚園、それから奨学金、給食費などの収入未済額の部分が含まれてお

りまして、収入未済額全体に対してですが、生活実態なども把握して、担当課は早い段階で現年度分の対策を講じるようにという意見をいただいております。

それから、裏面です。9番、教育費について、項目としては「芸術鑑賞教室事業の充実を図り実施されたい」という文言でございますが、これに意見として加えられましたのが、口頭でお話しされたのが、平成30年度は学校との調整がつかなくて実施されなかつたという結果がございますので、予算は組んでおりませんでしたけれども、ぜひ今後は充実を図っていただきたいと、こういうようなお話をいただいたところです。

それと、その他の口頭でのご意見の中の一つに、学校給食の残菜が29年度の決算と比べると多くなっているというご指摘をいただいておりまして、この残菜を減らせるように努力してほしいというお話をいただきました。

以上、私からの報告でございます。

○教育長（大友義孝） 9月会議の今報告を行ったわけでございますが、ご質問ありますか。報告事項ですので、後ほどいただいても構いませんので、以上で報告済みとさせていただきたいと思います。

ここでちょっと休憩をとらせていただきます。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時30分

○委員長（大友義孝） それでは、再開をいたします。

これより審議事項に入ります。

審議事項

日程 第6 議案第15号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について

○委員長（大友義孝） 日程第6、議案第15号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の一

部改正について審議を行います。

では、まず事務局から説明をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） すみません、こちらの議案第15号についてですが、事務局側から担当者2人をお呼びして説明を申し上げたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○委員長（大友義孝） じゃあ、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時35分

○委員長（大友義孝） では、休憩を解きます。

改めて審議事項に入ります。

日程第6、議案第15号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について審議をいただきたいと思います。

まず、事務局からの説明でございますが、ただいま教育総務課の阿部主事、それから島主事の2名が入室しておりますので、説明をお願いすることになります。では、事務局から説明をお願いいたします。

○教育総務課主事（阿部圭佑） 改めまして、教育総務課の阿部と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、私のほうから、議案第15号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明を申し上げます。

恐縮ではございますが、座ってご説明をさせていただきたいと思います。

まず初めに、お手元にお配りいたしました議案第15号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をごらんいただきたいと思います。条例の説明につきましては、お配りいたしました新旧対照表をもとにご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、お配りいたしました2枚目、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回、新たに第10条の2、給食費の免除という項目を新たに設けるものでございます。こちらにつきましては、幼稚園に在園する幼児のうち、一定の基準に該当する幼児に係る給食費については免除することができるという規定になってございます。その中で一つの区切りとし

て年収 360 万円未満に相当する世帯に属する幼児につきましては、まず給食費が免除となるというふうになってございます。

もう一つ、年収 360 万円以上に相当する世帯でございますが、こちらにつきましては、子ども・子育て支援法施行令第 13 条第 2 項に規定する負担額算定基準子供、また小学校第 3 学年終了前子供、こちらにつきましては、小学校義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子供のことを言います。また、小学第 3 学年学齢相当までの子供が 3 人以上いる場合においては、そのうち最年長者から出生の早い順に数えて第 3 子以降のものの幼児に係る給食費を免除するというものになってございます。こちらが給食費に関する条例施行規則に新たに設ける部分になっております。

また、新たに第 10 条の 2 を設けることによりまして、第 11 条中、現行ですと「第 2 条、第 3 条及び第 5 条から前条まで」となっていた「前条」の部分を「第 10 条」までと字句を改めるものとなってございます。

また、11 条中、中段、「並びに第 3 条及び第 6 条から前条までの」となっていたものを、「第 6 条から第 10 条まで」と字句を改めるものとなってございます。

新たに改正する条文につきましては、簡単ではございますが、これが新たに設ける条文となってございます。

次に、提案理由でございますが、恐縮ではありますが、1 枚目にお戻りいただければと思います。

大変申しわけありませんが、まず初めに、字句の訂正をお願いしたい部分がございます。1 枚目の提案理由、2 段落目の最後でございますが、「この議案を提出するり理由である」となつてございますので、平仮名の「り」を削っていただければと思います。

それでは、提案理由でございますが、このたび子ども・子育て支援法の一部が改正され、令和元年 10 月 1 日から施行されることに伴いまして、給食費の免除というものが新たに設けられることになりましたので、これまで美里町の学校給食費に関する条例施行規則上はそういう免除の規定というものはありませんでしたので、今回新たにその規定を定めるものでございます。これが議案第 15 号を提出する理由でございます。

以上となります。

○委員長（大友義孝） ありがとうございました。では、説明をいただきました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 質疑なしということでございますので、質疑を終結いたします。

では、討論に入ります。討論ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 討論ないようですので、討論を終結いたします。

では、採決に入れます。

議案第15号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則、本案は原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。挙手全員でありますので、議案第15号につきましては原案のとおり可決されました。ありがとうございました。

日程 第7 議案第16号 美里町立幼稚園預かり保育実施に関する規則の一部改正について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第7、議案第16号 美里町立幼稚園預かり保育実施に関する規則の一部改正について審議をいただきたいと思います。

初めに、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 簡単に私のほうからご説明申し上げます。

お手元の資料、議案第16号をごらんになってください。

こちら、既に美里町議会9月会議で、もととなっていました美里町立幼稚園保育料等徴収条例、こちらを一部改正しております。それに伴ってこちらの規則も改正ということでございます。

お手元の資料の2ページ目をごらんください。

新旧対照表でございます。こちらをごらんになっていただければ一番わかりやすいのかなと思います。もともと、第12条のほうにこちら改正となった徴収条例が、文言が入っております。こちらの言葉をちょっと変えさせていただくというものでございます。

それと、さらに、今回幼保無償化に伴って入園料・保育料が無償となり、あと、預かり保育料、こちら先ほどもちょっとご説明があったと思いますが、現物給付という特殊な方法で、それに伴って、ただし書きを加えて、対応できるようにしております。

以上でございます。

○委員長（大友義孝） 提案理由につきましては、ここに記載のとおりであるということですね。条例の一部を改正したので、先ほどの説明のとおりとなると。施行は10月1日からというふうでございます。

それでは、本議案の質疑に移ります。質疑ありませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 討論ないようですので、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第16号 美里町立幼稚園預かり保育実施に関する規則の一部を改正する規則、本案は原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。挙手全員でありますので、議案第16号については、原案のとおり可決されました。ありがとうございました。

日程 第8 議案第17号 美里町立幼稚園保育料等減免規則及び美里町私立幼稚園の利用者負担額を定める規則を廃止する規則

○教育長（大友義孝） それでは、日程第8、議案第17号 美里町立幼稚園保育料等減免規則及び美里町私立幼稚園の利用者負担額を定める規則を廃止する規則、以上を審議させていただきたいと思います。

まず初めに、事務局から説明をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） こちらについても、私のほうから簡単にご説明申し上げます。

議案第17号の資料でございます。

美里町立幼稚園保育料等減免規則というものと美里町私立幼稚園の利用者負担額を定める規則、こちら2つを廃止するものでございます。どちらについても、廃止する原因となったものが幼保無償化に伴うものでございます。もともとあった規則について、今後は不要であるとい

うものでございまして、一度に2つを廃止するということで議案として提出させていただきました。

以上でございます。

○委員長（大友義孝） 以上をもって説明を終わります。

それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） ないようございますので、質疑を終結いたします。

討論に入れます。討論ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 討論ないようございますので、討論を終結いたします。

採決に入れます。

議案第17号 美里町立幼稚園保育料等減免規則及び美里町私立幼稚園の利用者負担額を定める規則を廃止する規則、本案は原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。挙手全員でございますので、議案第17号は原案のとおり可決されました。ありがとうございました。

では、これより暫時休憩をいたします。再開は50分すぐ……（「もうちょっと」の声あり）
もうちょっと長いほうがいいですか。（「はい」の声あり）じゃあもっと長めに、55分をめどに。

休憩 午後2時50分

再開 午後2時55分

○委員長（大友義孝） では、再開をさせていただきます。

協議事項

○委員長（大友義孝） ただいまより、協議事項に移ります。

お諮りさせていただきます。

日程第9になるわけでございますが、この日程第9、それから日程第10、日程第11は秘密会にすべき案件と思っておりますが、秘密会ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○委員長（大友義孝） ありがとうございます。

また、日程第12でありますが、こちらについては秘密会ではないので、日程第9の前に日程を変更したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○委員長（大友義孝） ありがとうございます。

日程 第12 美里町近代文学館長寿命化計画（案）について

○委員長（大友義孝） 日程変更について承認を賜りましたので、まず日程第12、美里町近代文学館長寿命化計画（案）について、協議をさせていただきたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いします。では、教育総務課長お願いします。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、ご説明をさせていただいたいと思います。

これにつきましては、本日、近代文学館の笠原館長と、あとは説明員としてオリエンタルコンサルタンツの2名の方、いらっしゃっていただいているということでいいですか。

○教育総務課課長補佐兼近代文学館長（笠原房子） 教育総務課の課長補佐兼近代文学館長兼小牛田図書館長の笠原房子と申します。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それから、自己紹介。

○オリエンタルコンサルタンツ（石田浩人） 業務を委託しておりますオリエンタルコンサルタンツの石田と申します。管理者をやらせていただいております。よろしくお願ひいたします。

○オリエンタルコンサルタンツ（山本和幸） 同じく担当をしておりました山本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育総務課課長補佐兼近代文学館長（笠原房子） それでは、日程第12の美里町近代文学館

長寿命化計画（案）についてでございますけれども、今年度計画を策定することになっておりまして、株式会社オリエンタルコンサルタンツに6月4日に計画策定業務の委託契約をしておりますので、株式会社オリエンタルコンサルタンツの石田さん、それから山本さんのほうからご説明をしていただきますので、ご意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○オリエンタルコンサルタンツ（石田浩人）では、石田のほうから、大体30分弱ぐらいの説明をさせていただきます。（「座ってどうぞ」の声あり）はい、失礼します。

ページをめくっていただいて目次なんすけれども、この計画書の構成であります。目的から実態把握、基本方針、実施計画と継続的運営、それから今後の施設運営に向けてという構成になっております。

もう早速なんすけれども、ページをめくっていただいて1ページ、この業務はどういう背景で、またどういう目的で策定しているのかというところの文章になります。簡単に読み上げさせていただきます。背景のところですね。

美里町の庁舎、コミュニティセンター、図書館など、公共建築物の多くは劣化が進行しております、経年劣化による損傷や一部施設で耐震性の不足などが見られる状況です。このため、多くの施設に対して修繕・改修が必要な状況が生じております。

一方、本町の総人口は平成31年3月末時点で2万4,565人ですが、令和22年度では、平成27年の国勢調査の速報値から推計された結果ですと1万7,564人、人口減少が進んでいきますと予想されています。人口減少により利用形態及び利用状況が変化し、この変化に合わせた維持管理を行っていく必要があります。

このため、平成27年度に「美里町公共施設等総合管理計画」というのが策定されております。今後30年間、持続可能な自治体経営を目指して、投資的経費というのを削減するため、工事の平準化に加えて、公共建築物の長寿命化や統廃合によって、修繕・更新費の削減を図ることとしております。

この美里町近代文学館なんすけれども、図書館、町民ギャラリー、千葉亀雄記念文学室から成る複合施設として現在利用されていますけれども、今後も町民の学習や文化継承の拠点となっていましたので、建築後30年以上経過していく経年劣化の進行が見られるので、計画的な修繕・改修が必要ですと。

これを踏まえて、近代文学館を計画的に保全していくため、劣化状況の把握と部位別の修繕対策、大規模改修などの戦略的な取り組みを具体化することが課題となっていますという背景

になっています。

目的なんすけれども、目的は、近代文学館を対象に計画的な改修・修繕というところを可能とする長寿命化計画というものを策定することを目的としますと。具体的には、利用者サービスですとか、バリアフリー対策への配慮、地球温暖化などの環境負荷への配慮というのを念頭に置きながら、管理方式の区分、部位ごとの修繕・改修などの対策コストを算定して、コストの縮減をもたらす平準化した修繕・改築スケジュールというところを作成することとなっていきます。

この長寿命化のイメージを右のページ、2ページに示しています。この絵は文部科学省の学校施設の長寿命化策定に係る手引というところからそのまま抜粋しているイメージになります。このイメージの中では、この長寿命化計画によって、今まで従来では上の図で40年から50年で改築するようにしていましたけれども、今後は下の図のように、財政負担の軽減を見据えて、計画的にこの長寿命化計画というのをやっていきましょうということになっています。

次のページをお願いします、3ページ。

この計画の位置づけなんですけれども、基本的には美里町の総合計画、それから美里町総合戦略があって、また美里町公共施設等総合管理計画という上位計画があって、その総合管理計画の個別計画として今近代文学館の長寿命化計画というのを位置づけております。

4ページすけれども、計画期間。計画期間は、2020年度から2029年度までの10年間としています。ただしこれども、この施設の劣化状況ですとか、あと総合計画・総合戦略、今見直しされておりますけれども、この計画や総合管理計画といった上位関連計画の改定による見直しも検討していくことになります。

対象施設は、この記載のとおりというところです。

5ページお願いします。

5ページなんですけれども、美里町の近代文学館の目指すべき姿というところで、(1)として課題を上げています。課題を3つ上げています。

まずは、施設の劣化、近代文学館が建設から30年経過しておりますので、劣化がいろいろところで生じておりますというところを記載しております。

2)のところですね、2つ目、社会環境への適用及び施設の機能向上ということで、この近代文学館竣工して30年間たっておりますので、ユニバーサルデザインであったり、省エネであったり、住民のニーズですとか、価値観というのが変わってきていますということを内容としては記載しております。

3) 3つ目なんですかけれども、将来的な近代文学館のあり方検討ということで、図6に書いてあるんですけれども、住民1人当たりの近代文学館に要する改修・修繕費用というのを予測値では、平成30年度から令和7年（2025年度）まで3,843円と大体1.4倍と増加してしまいますという結果を記載しております。そういったことで、できるだけ利用者のニーズなどに柔軟に対応できる管理運営というのを推進していく必要がありますということが課題になります。

7ページです。

7ページに、近代文学館の目指すべき姿ということで、こちらのほうは、近代文学館と南郷図書館の運営方針のほうからそのまま抜粋させていただいております。

内容としては、(1)から(7)まであります。(1)では、いつでも、誰でも利用できる近代文学館を目指します。

(2)では、いろんな教養を高めたりですか、住民の方、利用者の方が調査研究したりですか、そういったことに対応できるような資料収集、情報の提供を行っていきます。

それから、(3)では、情報の発信拠点を目指していきます。

それから、(4)では、子供ために子供の読書活動というのを支援していきます。

そういったところで、(5)も行政資料に関する情報提供の充実。

(6)で、住民やボランティアとの連携、協働で図書館活動の充実を目指します。

(7)で、生涯学習の場として、みずから学び、芸術・文化に触れる事のできる拠点づくりというところを目指すべき姿としております。

8ページは、総合計画・総合戦略からの抜粋ですので、こちらは割愛させていただきます。

9ページ、実態の把握ということでして、(1)は施設の概要ですので割愛します。

(2)で、人口の推移ですね。人口の推移ということで、こちらも皆さんご存じのとおりだと思うんですけれども、平成25年度から平成30年度で大体500人、約2%が減少していますというところを記載しております。さらに、先ほども述べさせていただきましたけれども、2040年度には1万7,564人と減少傾向にありますということです。

10ページですね。

利用者の推移ということで、この近代文学館の利用者というのは大体3万2,000から3万3,000人ぐらいで推移しています。ただ、平成28年度は3万5,624人となってますけれども、これは大崎図書館の新築工事が絡んでいまして、そちらの利用者の方が近代文学館を利用していたというところでちょっとふえているということだそうです。

1 1 ページですね。

1 1 ページの上の図は、先ほどの再掲になりますので、割愛させていただきます。

(4) の投資的経費、1 1 ページの下側になります。こちらは、結論的には、大体これまで 8 4 0 万円ぐらい平均して施設に投資的経費として使っていましたということですね。直近の過去 5 年では 8 0 0 万円ぐらいですということです。

1 2 ページですね。

1 2 ページなんですかね、これは今後の維持更新コストということで、今までの建てかえ中心の考え方ですと、大体今後 4 0 年間で 1 1 億 3, 2 0 0 万円が費用として必要になってきますということを記載しています。

では、次、1 3 ページをお願いします。

1 3 ページは、これ劣化状況の実態を把握するということで、劣化点検というのをさせていただきました。こちらは主に建築基準法の第 1 2 条の点検項目に準じて行っています。基本的には目視点検で行いました。また、目視点検で状況を把握できないものについては、既存の資料ですかね、施設を管理されている館長ですかね、そういう方々にヒアリングを実施することで把握させていただきました。調査日と点検部位というものは記載しているとおりです。

次に、1 4 ページですね。

1 4 ページは、点検の判定基準ということで、これは文科省の学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書というのが文科省のほうから出ていまして、これをそのまま抜粋しております。

A・B・C・D 判定で判定させていただきます。

次のページですね、1 5 ページ。

これが具体的に点検した項目になります。これも一個一個説明させていただくと時間がかかるてしまうので、①建築物外部ですかね、②屋上・屋根ですかね、1 6 ページには、③建築物内部、④外構、それぞれの施設の箇所ごとに点検させていただいております。

1 8 ページの真ん中なんですかね、劣化調査からその評価をしていくために、代表的な修繕工事の内容というところも把握させていただいております。こちらのほうを金額の高い順に並べさせていただいているというところです。機械設備ですかね建築工事、トイレ工事ですかねそういうものを行ってきておりますというところです。

1 8 ページの下側の片仮名のイ、劣化状況の評価結果というところで、結果的には、外部では外壁タイルの浮きが生じていました。また、タイルの目地ですかね、建具のシーリングなども劣化していて、また軒裏にはひび割れや漏水跡もありましたということです。あと、屋根な

んですけども、屋根は防水シートが破れてしまっていて漏水が生じていましたと。また、屋根ふき材の塗装の劣化やさびなども生じていました。内部においても、各所でタイルの浮きが見られるですか、漏水跡がありましたと。というところで、あと外構設備というのはおおむね良好でしたということです。

その結果が19ページですね。19ページの上の方に、黄色で着色しているところ、これがC判定というところです。また、青く塗っているところ、これはD判定というところで、基本的にはA判定とB判定というところですね。その具体的な、どういったものがあるかという例を写真としてその下に追加しています。

20ページですね。

20ページでは、施設管理者にヒアリングということで、近代文学館の笠原館長ですか、あと今南郷図書館の草刈館長、そういう方々にヒアリングさせていただいております。このヒアリングの結果ということで表の9に記載しています。大体、屋根の塗装が劣化しているですか、1階側が雨水がしみていることがあるですか、2階では屋根の防水シートが劣化しているですか、雨漏りがありますとか、大体劣化しているところは把握されていまして、そこを中心に見させていただきました。

21ページですね。

21ページには、館長ですかそういった方々の改善要望というところでヒアリングさせていただいています。全てLED化などの省エネ対応にしたいですか、あとは千葉亀雄文学室の照明点灯は人感センサーとしたいですか、水路の蛇口も締まりが悪かったりするですか、そういう状況もあるので人感センサーにしたいですか、そういういろいろお話を伺って記載させていただいております。

22ページに移らせていただきます。

ここから基本方針ということで、今回の長寿命化計画の基本方針を策定していくためには、上位計画である総合管理計画の基本方針、それから23ページなんですが、劣化状況とあと近代文学館の目指すべき姿、こういったところを踏まえて24ページにまとめさせていただきました。

24ページにあるのが、今回の近代文学館の長寿命化計画における基本方針とさせていただいている。こちらのほうも簡単に説明させていただきますと、①から⑧までとあります、①には点検診断等の実施方針等を記載させていただいている。これは、ふだんから定期点検を実施しましょうということと、その点検結果はデータとして蓄積しましょうということをお

伝えしています。

②では、維持管理・修繕・更新の実施方針を記載しています。これは、全庁的に不要不急な工事は避けましょうということ、それから、ライフサイクルコストの縮減に資するように、計画的な施設保全に努めましょうということを記載しています。

③では、安全確保の実施方針ということで、点検の結果、安全に施設を利用できるようにしましょうということを記載しています。

また④で、耐震化の実施方針ということで、これは柱ですとか床とか、そういったところは耐震性能を満たしているんですけども、外壁のタイルですとか照明ですとか窓ガラスというところについては、利用者に危害を与える可能性があるので、耐震対策に引き続き努めていきましょうということを記載しています。

⑤では、長寿命化の実施方針ということで、施設の長寿命化の対策というのを早期に講じていきましょうということを記載しています。

⑥で、ユニバーサルデザインへの推進方針ということで、誰でも安全に安心して利用できる施設の整備を目指しましょうということを記載しています。

⑦で、統合や廃止の実施方針、これはそのままです。

⑧で、総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針ということで、適正管理に必要な改正というのを考えていきましょうということです。公共施設里親制度という、こういった新しい制度というのもちょっと見据えて検討していきましょうということを記載しています。

25ページです。

規模・配置計画等の方針ということで、今、美里町には近代文学館、それから南郷図書館というのが存在していますと。図書館施設というのは、利用者ニーズの高い施設なので、適切な維持管理を継続的に実施することが求められているんですけども、建てかえを検討する際には、社会環境の変化や利用状況などによる規模の見直し等も検討し、維持管理業務の低減を図っていきましょうと記載させていただいているます。

26ページですね。

26ページに改修などの基本的な方針ということで、長寿命化の方針を記載させていただいている。上の図は、現状の改築中心のイメージということで、これまでこの緑の斜線のように少しづつ壊れたら直すということでやってきましたということです。下の長寿命化のイメージ、これは下のイメージというのは、先に出てきた絵と一緒に割愛させていただきますけ

れども、今後計画的な修繕・改築計画というのを立てていきましょうということです。

27ページですね。

27ページには、管理方式の整理と目標耐用年数の設定ということをお伝えしています。管理方式、こちら予防保全、時間計画保全、事後保全と記載しておりますけれども、これ簡単に言いますと、予防保全というのは、経年劣化で第三者に被害を引き起こすなど利用上ちょっと危険だよというところを先に前もって保全しようと。また、突発的な故障ですとか、中断でサービスの低下を起こしてしまいそうなものは時間計画保全ということで、一定期間経過したら直していきましょうと。第三者への被害ですとかサービスに支障を与えることが少ないと判断されるものは事後保全ということで、下の表10のようにまとめさせていただいている。

28ページですね。

28ページに目標耐用年数ということで80年と設定させていただいていまして、それがこの表11の日本建築学会の基準をもとに定めさせていただいております。修繕・改修周期設定ということで、基本的には設備の改修周期が20年ということを記載しています。

では、次のページですね。

29ページには、表12ということで、修繕・改修周期と目標耐用年数ということで、20年目にはこういったものを直していきますとか、40年目、60年目、80年目とそれぞれどういったものを直していくかというところを記載しています。

30ページですね。

30ページには、基本的な方針を踏まえて施設の整備というのはこういった水準でやってきましょうというところをまとめさせていただいております。これは、建築物外部からいきますと、こちらのほうも、こちらは材質ですね、汚れにくく変容しにくい、また燃えにくい材料を使いましょうとか、そういうものを記載しております。(1)から(5)までです。

31ページですね。

31ページの屋根については、原則屋上防水は更新いたしますと。耐久性にすぐれた材料・工法を選定するとともに、施工時には適切な管理を実施しますとか。金属屋根の更新は雨漏りの有無などの劣化状況に応じ、塗装や重ねぶきなど適切な工法を選定しますとか、こういった右側の写真のようなイメージで改修例がありますけれども、適切な工法で行っていきますというところを記載しております。

ウの建築物内部ですね。こちらのほうも(1)から(9)までありますけれども、(9)の改築時にはユニバーサルデザインの関係から設計を見直し、誰もが移動しやすい動線としますと

いうようなことを記載しております。

32ページですね。

こちらは、外構と設備の話を記載しています。外構は（1）と（2）と、こちらもユニバーサルデザインの観点からというところを記載しています。設備のほうも、（1）から（13）まであるうちで、（11）などに、「誰でもトイレ」の整備なども行って、使いやすいものにしましょうというようなことを記載しております。

ちょっと次から飛びまして、49ページまで、こちらのほうでは実施計画と継続的運用ということで、結論としますと、この50ページの表30になるんですけれども、こちらの表30のように、優先順位とあるんですけれども、工事の優先順位ですね、これは。屋根から始まって、機械設備、電気設備、建築物外部、建築物内部という、これは表29の劣化の状況と、あと50ページの上に、①部位の評価点、②部位別のコスト配分ということで、文科省の解説書から抜粋したところがあるんですけれども、これを参考に部位別の工事の優先順位ということを設定させていただいております。

これをもとに、51ページで近代文学館の改修実施計画というところを立てさせていただいております。こちらのほうで、先ほどの優先順位のとおり、令和2年（2020年）には屋根、屋上の工事ですとか、その次に令和3年（2021年）では機械設備とか、あと電気設備というように計画を立てさせていただいております。

ちょっと52ページのほうに移らせていただいます。

52ページでは、今後の維持・更新コストと長寿命化の効果ということを記載しています。この長寿命化を図ることによって、ここでまとめさせていただきますと、今後40年間では、これまで11億3,200万円かかっていたものが5億4,700万円になりますと。5億8,500万円のコスト削減が期待されますということを記載しています。

53ページですね。

53ページ、54ページということで、これはこれから継続運用の方法ということで、これは提案させていただいております。これまで、施設の情報ですとか、水光熱費ですとか、そういういったものを別々に管理していたものを一元管理しませんかということで、施設の管理台帳ということを提案させていただいております。

54ページでは、推進体制ということで、こういった体制で着実に推進していきますということを記載しています。

55ページにも、フォローアップということで、P D C Aを構築していきましょうということ

とを考えてちょっと書いております。

最後に、56ページなんですけれども、今後の施設運営に向けてということで、これから計画について、それから町内の全公共施設の管理についてということで、2段構成で記載しておりまして、この計画は町全体の財政との調整が必要ですとか、それから今後、収入源を得るための施策が必要ですかとか、それから次期総合計画・総合戦略を踏まえた更新を検討していく必要ありますですかとか、そういう課題を述べさせていただいております。

すみません、ちょっと長くなってしましましたけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。非常に細かく点検した上での計画まで示させていただいたわけでございますが、この長寿命化計画、先ほど52ページのところに、金額だけを見るとね、大分従来型と比べて経費が下がるよということなんですよね、結果的にね。（「そうですね」の声あり）この試算における根拠が51ページにあるように、10年間の改修実施費用の中で先送り、そういう内容ですよね。（「そうですね」の声あり）

委員の皆さんからご質問をいただきたいところなんですが、ございますか。いっぱいありますか。（「少し」「基本的なところをお聞きしたい」の声あり）じゃあ、まず後藤委員からどうぞ。

○委員（後藤眞琴） 最初の1ページの目的というところの（2）の目的、4行半にわたって書いてあるんですけども、このところにある「長寿命化計画を策定することを目的とします」と、次の「具体的には」といって、この利用者サービスということは、これはどういうことをまず考えておられるのかと質問いたしますのは、51ページにあります近代文学館の改修実施費用というところで、この建築物内部のところは全然しないような、その表の31ですね。そうすると、このサービスというはどういうことを考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいなと。

○オリエンタルコンサルタンツ（石田浩人） こちらちょっとこの表の31には具体には出てきていたなかったんですけども、具体には、水道であれば蛇口の自動化ですか、利用者目線でいうとですね。あと、それから手すりとかですね、手すりを設置しましょうですか、そういったところを、ここには数字は出てきていないんですけども、数字としては、結果だけちょっと載せてしまっているので、具体にどの部分が幾らというのはちょっとここには載せていませんでしたというところです。考えていたのはそういった蛇口の改修ですか、といったところを考えていました。

○委員（後藤眞琴） そうすると、基本的には長寿命化計画というのは、今のものを基本的な部

分で長もちさせるんだと、そのためにすると。それからもう一つは、このいっぱい書いてあるユニバーサルデザインでその水道の蛇口とか、使いやすくするとか、それが基本なんだということですね。（「そうですね」の声あり）そうすると、例えば僕なんか思っているあそこの住民が自分で学習する場所が本当に少ないんですよね。2階に4席だからあるぐらい。そういうものの内部の改修というのは含まれていないんだというふうに理解してよろしいわけですね。

○オリエンタルコンサルタンツ（山本和幸） 基本は原状回復といいますか、もともとのできたときの状態に直していくというのが大原則ですので、はい。

○委員（後藤眞琴） それで、言葉としては立派にこれからの図書館のあり方を踏まえてするんだというような文言はあるんですけども、そういうものは考えていないんだという理解で。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） では、私から。

おっしゃるとおりでございます。基本的には、施設、箱物をこれまでだとほとんどメンテナンスをしないで使うわけで、劣化が進行するわけですね。そうすると寿命が縮んでしまうと、健康診断も何もしないでというようなことですから。それが定期的に手を入れることによって寿命が延びると、施設自体のですね。そういう意味の計画が趣旨だということでございまして、そして、ライフサイクルコストというか、全体のコストについては、やはり頻繁に建てかえするよりも延命した上で建てかえしたほうがコストは下がるであろうと、こういう考え方です。

あと、ソフトの部分というんですかね、今後のあり方とか、そういう部分については、コンサルで描けるわけではない部分でありまして、これは教育委員会としてこういう形を持っていくと、そういうものがなければ、提案はできますけれども実現はできないというようなところで、その部分にちょっと言及していくというか、載せているのですが、基本的にはプラスアルファの部分であって、本質的には建物の本体の延命化と、その部分を主眼に置いたものということになります。

○委員（後藤眞琴） それは、これを頼むときに、オリエンタルコンサルタンツさんにこういうことでお願いしますって最初に出していますよね。（「はい、仕様書ですね」の声あり）そこには入っていないということですね。（「はい、そうです」の声あり）その後で、仕様書というんですか、このお願いする場合にどういうお願いをしたのか。もし、出していただければ……（「そうですね、はい」の声あり）そうすると、もうちょっとこれと絡み合わせて理解が僕なんかも深まるんじゃないかなと思っておりますので。（「準備しておくようにしたいと思います」の声あり）今日でなくてよろしいです。（「はい、わかりました」の声あり）

○教育長（大友義孝） では、成澤委員さん、どうぞ。

○委員（成澤明子） 具体的な話になっていいですか。20ページからヒアリング結果というのがあつて、いろいろ項目がここにあるんですが、21ページの下のほうに改善要望というところで、「階段昇降機を利用者が安心して使用できるものにしたい」ということに対し、24ページに1からありますが、6番、ユニバーサルデザイン化の推進方針というところで、「段差解消や基準を満たすスロープへの改修を初め、エレベーターの設置」ということとか、「誰でもトイレ」とかって書いてあります。ということは、階段昇降機というのは非常に使い勝手が悪いからエレベーターにしましょうということと理解していいですか。

○教育総務課課長補佐兼近代文学館長（笠原房子） 階段昇降機というのが現在ございますけれども、前任者にも聞きましたけれども、私4月に異動したんですけれども、それからも利用の回数はゼロです。聞いたところ、その階段昇降機というのは、車椅子の方が利用できることはできるんですけども、ちょっと私も乗っているのを見たことないんですけども、すごく恐怖を抱くような機械なんだそうです。ちょっとそれでは利用者にとっては不便だということで、できればエレベーターとかそういういった設備があれば利用者としてもよろしいんじゃないかなということでおざいます。

○委員（成澤明子） じゃあ、そのお話は聞いて安心しましたというか、やっぱりすごく誰かの手を煩わせなければいけないから使わないことにしようとかね、利用する人が思ったりもしますし、本当に恐怖ですよね、上ったことがありますけれども。（「そうなんですね」の声あり）

それから、トイレなんですけれども、図書館の場合は高齢の方、それからあとは病気の方、それから小さい子供さんもいっぱい利用するので、やっぱり利用しやすいトイレということで、ドアから始まるすごくスマートなトイレにしてもらえば、利用者にとってはすごくよいんじゃないかなと思います。そんな具体的なこと言っていいんでしょうか。（「よろしいです、ありがとうございます」の声あり）

以上です。

○教育長（大友義孝） どうですか。留守委員、どうぞ。

○委員（留守広行） 24ページにある基本方針にございます⑧番、その中で、「公共施設里親制度等も含めて」というふうに書いてありますが、これは具体的にどういうことなのか。今度この文学館をやっていくうちに、ほかの施設でもそういうふうな制度が、こういう制度の中身次第では各施設がそういうふうな対応ができるのかどうかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○オリエンタルコンサルタンツ（石田浩人） これはですね、この町内ではなかなかないんです

けれども、ほかの全国で見ると、こういった制度を活用している自治体のところが、まだ多くはないんですけれども、実際に住民の方が里親になるという考え方なんです。地域の方が親心を持ってその施設を見守るというようなところで、環境美化ですとか清掃とか、そういったことを住民の方がやるというところで、行政は何をするかというと、ごみ袋を住民の方に渡すですか提供するですか、そういうことをするような制度です。（「教育長」の声あり）

○教育長（大友義孝）　はい、どうぞ。

○委員（留守広行）　ちょっとしやれた表現だと、サポーター制度みたいな。（「そうですね」の声あり）その中身は私もあれですけれども、そういうふうにして地域の皆さんもそういう例えば緑化だとか、駐車場とかあればそういう清掃だとか、あと施設の中であれば本の管理だとか、そういうのをやっていただける方を募って助けてもらうという、そういう建物自体を専門家の皆さんのが集まって見守るという感じではないということでしょうか。（「はい、そうではないです」の声あり）

○オリエンタルコンサルタンツ（山本和幸）　本当に土とかごみがたまることも劣化の一因になったりするので、全くつながっていないわけではないんですけども。

○委員（後藤眞琴）　掃除なんかもしてもらうということもあるんですか、里親になると。

○オリエンタルコンサルタンツ（石田浩人）　そうです、そうです。里親制度ではそういったものを。なので、施設だけではなくて道路も地域の方が掃除するという制度もあったりします。（「わかりました、ありがとうございました」の声あり）

○教育長（大友義孝）　千葉委員、どうですか。

○委員（千葉菜穂美）　私も後藤委員さんと同じ意見だったんですけども、うちの息子が図書館で勉強したいといって、最近なんですけれども、行って借りたそうなんですが、余りにも何か日が当たり過ぎて、暑くて勉強できなかつたというので帰ってきたんですね。ほかのスペースを見るとたくさんあいていたりするので、そういうところを改善してもらって使えるようにしたほうがいいんじゃないかなということを言っていたんですね。だから、そうするとまた利用する方がふえていくんじゃないかなと思うので、そういうところの改善なのはなとはちょっとと思って資料を読ませていただいたんですけども、そういうスペースの有効利用というか、あとはサークルとかでもし使えたり、その施設があいている時間とか使えたりするような施設もあってもいいのかなと思ったりしていたので、そういうところも改善してもらえたらなと思ってきました。

○委員（後藤眞琴）　そういうことはこれから可能なんですか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） よろしいですか。基本的には、今のお話については、本体の話ではないということです、長寿命化計画のですね。それで、これは何で長寿命化計画というのをつくるようになったかというと、以前笛子トンネルの崩落事故というのがあって、第三者被害というんですかね、命にかかるわるというところから出して、やはり施設の健全管理というんですかね、そういう視点からこういう長寿命化計画が出てきているという経緯があります。ですので、やはりちゃんとした危険のない安全な施設という部分がまずあります、こういう計画をつくって事業を展開するときには財政措置をしますよと、国ですね、起債の事業に該当させますよと、交付税を参入させますよとかですね、そういうところがありまして進んできているというようなところです。この計画を策定すること自体にはお金は入っていないんですけども、その後に事業を展開する際には起債を適用させますよというようなところがございます。逆にこれに載っていないと単独でやらなければならないということですので、大きな施設の改修とか、かかる部分につきましては長寿命化計画に盛り込んで、これをもとにやっていきましょう。

それで、あとその通常の修繕にちょっとプラスしたような、例えば蛇口をどうするとか、かえてやるとか、あとは中のスペースの有効活用、例えば下にも畳の部分なんか、スペースなんかあると思いますけれども、あれを例えばフロアにしてスペースをつくると、結構な人数が利用できるとかですね、そういう部分につきましては、やはり町側の考えというんですかね、今後の運営、利用者視点での考え方とかそういうのを取り入れて、先ほど言ったようなご意見なんかも踏まえて、こちら側で考えていかなければならない部分ということになります。なので、この計画に入れること自体が悪いことではないのですが、基本的には次期総合計画、今の総合計画は来年度まで、再来年度から新しい総合計画になりますけれども、そういう部分にしっかりと盛り込んで、実際に事業化に結びつけていくと。先ほどのユニバーサルデザインの部分を含めてですけれどもね。そういうことをやっていかなければならぬのかなというところで、この部分については、やはり本体部分をしっかりと組み込んで、あとはヒアリング結果に基づいた部分も課題だし、あとこの先に先ほどおっしゃられたような部分がつながっていくのかなと思っておりますので、この計画としては分離すべきところはこのぐらいなのかなというところでございます。

○教育長（大友義孝） どうぞ。

○委員（後藤眞琴） そのヒアリングというのね、どういう方から聞いたのか。ここでそういうことを話したことないですからね。ですから、その辺のところもかなりもっと幅広い、室内は

こんなふうにしたらいいとかね、そういうことは入っていないですよね。ですから、その辺のところもこれから、先ほどの説明では、この大まかな町の計画、これはあくまでも個別のものですよと、この個別なものは教育委員会の管轄ですよというお話がありましたよね。とすると、そういうこともこれからいろいろお話、改善のそういうものを取り入れられる、それは町の財政との兼ね合いもあるでしょうけれどもね。そういうことはこれからそういうことも話し合いできるということでおろしいですか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それにつきましては、今総合計画の実際策定作業に入っておりまして、今ワーキンググループというのをつくって、それぞれの分野で今どういうふうに今後のその分野の施策をつくっていくかというのを検討しておりますので、そういうものの中に盛り込んでいくと。実際の総合計画の中に盛り込んでいくということが必要になると思いますので、今後その状況をお示ししながらいろいろご協議いただいて、教育委員会の学校の部分、あとはこういう図書館の部分、あとは文化財の部分とかあると思いますけれども、そういうものをしっかりと構築していくという作業が今年とあと来年度と出てくるのかなと思いますので、その中でしっかりと拾い込みながら、いろんな意見を拾い込みしながら、次期総合計画にしっかりと反映させていくという形になると思います。

○委員（後藤眞琴） そのときのワーキンググループがこれからできるということで……（「もう既にちょっとできておりました」の声あり） そのときにもう人選は決まっているというわけですか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 基本的には、補佐、係長クラスということで、それぞれの課から推薦をして、そしてうちのほうの分野ですと、教育委員会とまちづくり推進課ですかね、うちの藤崎補佐もメンバーになっておりますけれども、昨日かな、昨日もちょっと会議を終えているという状況で、ちょっと私もそこら辺把握していない状態なんですが、しっかりとそこら辺、話を聞きながら、進行状況をちょっと確認しながら、あとはお示ししてご協議いただくような進め方をしたいなと思っております。

○委員（後藤眞琴） ゼひ、進行状況に合わせてここで報告して、いろいろ意見を聞くような機会をぜひ設けていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします（「わかりました」の声あり）

○教育長（大友義孝） もう皆さん、いろんな委員さんからご意見、それからご質問が出たんですけども、私からちょっと質問で聞きたいなと思った点が数点あるので、まず、人間で例えれば、風邪を引いたから病院に行って風邪だけ治ったと、それを毎年繰り返していると。そうじゃなくて、人間ドック行きなさいよ、悪いところ見つけてくださいよ、そして治しましょう

よと。それがすぐに治せるものと、次年度で治していくものとありますよと。それで延命するんですよというのがこの長期の計画になっていくのかなという感じで思っているんですけども。

そういう中で 21 ページのところに、さっき成澤委員さんの言われたところの上なんです、ギャラリーの可動式パネルという部分については、これは施設の付属品部分だよね。まあ、ここ要望だから、ヒアリングの結果だから出ているのかなという感じがするんだけども、建物本体だとするならば、こういう部分というのではないんじやないかなと、長寿命化計画の中にはね。それがちょっとと思ったところですね。

それから、24 ページは先ほど留守委員が言われた里親制度はもっともな話なんですけれども、③のところの安全確保の実施方針の中で、「撤去等も含めた検討」という表示がありますよね。この意味なんですけれども、施設、建物を撤去するとかという部分ではなくて、近代文学館だからこそこの撤去があり得るものなのか、ちょっとその辺のところ意味がわからないなどということなんですね。どうでしょうか。

○オリエンタルコンサルタンツ（石田浩人） そうですね。これは、具体にはここでは書かなかつたんですけども、点検した結果、これは危険ですよというところというのは、例えば今、水銀灯の照明とかもあそこありますけれども、例えばですけれども、落ちそうだということであれば、もう撤去して別の照明に入れかえるですか、そういうことの検討が必要ですよとという意味です。

○教育長（大友義孝） この近代文学館にそういうものもあるというふうに思ったほうがいいんですかね。（「今現在はないです」の声あり）ないよね。（「今現在はないです」の声あり）ないということでいいですね。もし仮にあった場合には、それも検討しなくちゃないよということですね。そういう意味でいいですね。（「はい」の声あり）ちょっと心配したんです。

それから、28 ページ、これは個々の施設に合わせて耐用年数 80 年と一応考えますということで、その 20 年、20 年の改修周期で今持っていくという考え方ですよね。（「はい」の声あり）それが、51 ページの表の 31 で、令和 2 年から令和 11 年までがある程度の想定をされていると。そこで、機械設備の空調なんですけれども、ここで総額が 3,695 万 8,000 円と出ていて、表の 32 では、オーバーホール一式、冷却塔以外でやっていきますよというふうな書き方しているだけれども、これは 1 回でやるんではなくて、年次計画でやっていくことは可能なのかなとちょっと思ったんですよ。どうでしょうか。

○オリエンタルコンサルタンツ（石田浩人） これは実際は 1 回でやるのが一番いいんですけど

ども、これは分けて実施は可能ですので……（「可能なんですか」の声あり）分けて記載しています。

○教育長（大友義孝） ちょっと高くつくんでしょうかね。（「そうですね」の声あり）やればね。

そういうことね、可能だと。可能な工法なんだということですね。はい、わかりました。

あと、戻りますけれども、18ページに劣化状況の評価結果がありまして、そして50ページに優先順位が定められていて、そしてその順番で一応やっていったほうがよろしいんじゃないですかという事業計画ですよね。この順番については、先ほどお話があったように、学校施設の長寿命化計画策定にかかる解説書の中では、こういった評価点があるんですよと。それに基づいてやった結果、近代文学館では一番上に屋根をやりなさいと。そういうふうなことから判断しているということで解釈してよろしいですか。（「はい、そうです」の声あり）わかりました。

以上、ちょっと気になった点でございましたので、ありがとうございます。

では、皆さんからご意見、ご質問をいただいた上で、これから長寿命化計画として定めていくと。そして、町の全体的な総合計画、長寿命化計画に乗っけて、全体的な財政計画、さっき教育総務課長が言っていたように、財政状況の分散、これも考えながら進めていかなくてはならないということになるわけですね。（「はい」の声あり）じゃあ、この案をとるというのは、教育委員会でとっていいんですか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） これにつきましては、まず財政との問題がございまして、現在つくっているのは各施設で長寿命化計画をつくっておるのですが、財政としっかりと整合がとれてはいない状況が一つあります。それで、この計画をつくる際には、当然この内容をまず財政課に照会した上で策定をしたいなと思っております。それで、当然ほかの事業との調整というのがありますので、それについては財政課のほうで、本来であれば防災管財課でコントロールをするということになっております、総合計画上はですね。そのところでまずしっかりと今後コントロールしていくということで、そういう仕組みづくりをしていくという話がありますので、まずそこは調整をしたいなというふうに……。

○教育長（大友義孝） その上で案がとれていくという形でいいですか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） はい。それと、あと通常、最近はこれパブリックコメントに付していると、この計画自体をですね、状況がございます。それで、パブリックコメント条例を見ますと、第3条に対象という部分がありまして、どういうものを対象とするかと、パブリックコメントですね、部分がございまして、私がこの条文を見ていくと、

個別計画であるこの長寿命化計画、近代文学館の、これについてパブリックコメントにかけるというのはちょっと当てはまらないかなというような感じがします、実際ですね。

あとは、ちょっと条例を皆様にお配りしたいなと思っておりますけれども、基本的には条例の改廃とか、あと住民に重大な影響を与えるような指導要綱とかそういうものの策定とか廃止とか、かなり大きな部分、あと総合計画等の基本的な政策を定める計画とか、かなり大きい部分の政策的な部分になります。施策的というよりは大きい部分になるのかなという部分がありまして、通常のやり方でいけばパブリックコメントにかけてご意見を聞くということになるとは思うのですが、やはりちょっとこの部分の条例の内容を踏ました上でかけていく必要があるのかなと思っておりまして、これにつきまして条例をお配りして、その上で判断したいなど。

それで、この計画につきましては、今年度策定ということで予定しておりますので、年度内、来年の3月31日までに策定をすれば計画としては間に合うということになりますので、そこら辺を確認しながら、次回そのあたりもお話しさせていただきながら進めてまいりたいなど。それまで財政課との調整をした上で進めていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというところでございます。

○委員（後藤眞琴） その点で、先ほどワーキンググループができたと。そこでいろいろ話し合って、この計画の内容まで話し合われるんですよね。それをこっちにその進行状況を教育委員会に報告して、それで意見をもらうと。それで、一応この計画（案）ができるわけですよね。それを今度町長部局といろいろすり合わせか何か、意見交換をして、それでまとまってパブリックコメントになるわけですよね。そうすると、パブリックコメントは1カ月ぐらいの期間ですかね。（「そうですね」の声あり） そうすると、今もうすぐ10月ですから、3月までというと、なかなかワーキンググループの話し合いがいつまで続くのかとか、そういうこともいろいろ事務局では考えていかなければならぬと思うんですけれども、それを踏ました上で今お話ししたパブリックコメントに値するか、しなければならないかどうかは、そういう過程の中でお話し合いすればいいということですね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません、ちょっと私の説明がよろしくなかったのかと思うんですけども、まず、ワーキンググループについては総合計画・総合戦略のワーキンググループでございまして、この計画の関係ではなくて、総合計画をつくるためのワーキンググループを今やっておりまして、その中でいろんな要素ですね、例えば学校関係、幼稚園関係、近代文学館、あとは文化財とか、あと社会教育とかですね、そういう部分について取りまとめていくと。その中で、先ほど言われたような今後改善していかなければな

らない部分を含めてやっていくということですので、この計画につきましては教育委員会の中でご検討いただいたというようなところでございます。

○委員（後藤眞琴） 誤解していました。（「いえいえ」の声あり）

○教育長（大友義孝） 長寿命化計画は今現在（案）ということで、ただいまオリエンタルさんのはうから説明をいただいて、大体認識はできました。その上で、教育総務課長が今言われるよう、パブリックコメントは必要ではないんではないかと、今現在ね。それと、お金の問題で案がとれないということが今現在あるわけです。ですから、これ、私も条例を読む限りは、一つ一つのものにパブリックコメントをとったところで、全体につながるのかというとそういうやないような気がするんですよね。パブリックコメントは町の施設の全体でとるべき問題であって、それが財政計画が伴っていないとパブリックコメントをとれないという、やる意味がないということにも値するんですよね。ですから、そのようなところをちゃんと整理をしてやらざるを得ないと私は思ったんです。

ですから、この近代文学館の長寿命化計画、教育委員会で持っています、つくりました、そういういったことがまず一つは大切なものであって、いつまでも財政がくっついてこなければ確定できないということなんですよね、この計画は。だから、その辺を早目にね、町の全体を統括する防災管財課だと思うんですけども、財政課とちゃんと密に連絡をとり合って、そしてうちのほうの教育関係の施設だけじゃないわけですから、その全体を通してパブリックコメントをとって、年次経過をとって進めるべきであると私は思うんですよ。

ですから、今日お話を伺いして、この近代文学館の長寿命化計画のこういうふうな形で進めていけば5億数千万円がこれまで従来どおりのやり方から比べると安くはなるし、町民のためになるんだというのが計画の案にできているわけですよね、できたわけですよね。私はそれに尽くるんではないかなと思いました。今日はそういうふうな説明を頂戴して、教育委員の皆さんで認識をし合ったという形で終了させてもらっていいですね、今日は。（「はい」の声あり）そういうことで。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それで、説明を聞いていろいろ思うところとか感じるところあると思いますので、ぜひご意見をいただいて、それでこれをある程度まとめ上げて、あともう一回確認をして、てにをはの部分を含めて、それで整理をさせていただきたいなと、こういうふうに思います。あとは、財政課と調整をしてというところで、あとはパブリックコメントにつきましては次回お話をいただければと思います。

○教育長（大友義孝） はい、わかりました。

じゃあ、今日はまずそういうことで、すごく立派な計画をつくっていただいたなというのが実感でございまして、本当にありがとうございました。わざわざお越しいただいたて説明まで頂戴して、委員の皆さん、以上でよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございました。

じゃあ、以上をもちまして、この部分の協議は終了させていただきます。ありがとうございました。お疲れさまでした。

では、少し休憩とります。

休憩 午後4時05分

再開 午後4時15分

○教育長（大友義孝） では、再開をいたします。

協議事項を継続させていただきます。

これより日程第9、いじめ・不登校対策及び生徒指導（8月分）について、日程第10の基礎学力向上等について、日程第11、全国学力・学習状況調査結果については、先ほど承認をいただきました秘密会ということにさせていただきますので、もし傍聴者がいた場合についてはその旨お話し下さいて退席いただくようにお願い申し上げます。

【秘密会】

休憩 午後5時42分

再開 午後5時45分

○委員長（大友義孝） では、再開をさせていただきます。

それでは、秘密会を以上で終了させていただきまして、これより開示会議ということになります。

ます。

日程 第13 学校再編について

○教育長（大友義孝） 日程第13、学校再編について協議をさせていただきます。

まず、事務局のほうから説明をお願い申し上げます。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） お疲れさまでございます。

それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

まず、説明の前に、今回説明員として教育総務課の主事の伊藤大樹が入らせていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。新中学校の開校の関係等々を担当するということになりますので、今日説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。（「お願いします」の声あり）

それでは、まず私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

まず、先ほどお配りした広報みさとということで、これは10月号の原稿ということになりますし、下のほう、新中学校の整備についてと現在の進行状況についてということでお載せするということで、住民の方々にこれまで進捗等々についてまだどうなっているのかというところの声もございますので、まず、これまでの財産取得の申し出を行って、今町長のほうで新中学校の整備を進めていますと。それで、6月議会で調査業務などの予算が可決されて調査が進められていて、その調査に基づいて今後整備が進められていくと。あと、教育委員会においては、新中学校の開校準備委員会（仮称）を設置するための準備を進めていますと。今後も新中学校の整備につきまして、その進行状況をお知らせしていきますということでお載せして、今後動きがあればその都度広報に載せていくとなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというところでございます。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

恐縮ですけれども、座って説明をさせていただきます。

令和元年9月26日教育委員会定例会ということで、資料ですね、ちょっと厚いものをお配りしておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

まず、1枚めくっていただいて、美里町学校教育環境審議会答申の尊重についての検証（依頼）ということで、美里町まちづくり会議様よりいただいていると、教育委員会宛てにいただ

いております。これにつきましては、総務課の秘書室のほうにお届けになられて、それを秘書室のほうから私が受け取ったものということで、直接の受け取りではないということでございます。

これの中身につきましては、以前にお配りしておりますので、ごらんいただいておるのかなと思ってございますので細かいことは申し上げませんが、この別紙、同封資料ということで美里町学校教育環境審議会からの答申の美里町学校再編ビジョンへの反映状況調査票というのをおつくりいただきておりまして、これで検証してくれというようなところでいただいているということです。この取り扱いにつきましてご協議いただければというところでございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（大友義孝）　ただいま説明がありました、教育委員会のほうに来られて依頼されたということではないようですね。そして、前にもありました、このまちづくり会議の副代表さんからいただいたて、この会の部分については、私は中身まで存じ上げないので、会長さんがかわったり、副代表さんがかわったりするのは自然の流れで、自然の流れといいますか、その会の都合でなされているんだと思いますが、請願とか何かのときもあったように、なぜ副代表なのかという部分があるんですけれども、ただ会から出されたものというふうな認識で取り扱わなくてはならないだろうと思っています。

それで、この審議会の答申の尊重についての検証と、尊重という部分については検証する意味のものなのかというのがすごく疑問な点があるんですね。ちょっとその辺、どんなもんなのかな。常日ごろから教育委員会に対していろんな要望とか照会とかいろいろなことがありますけれども、これまでも対応させていただいた。それが出した者から、受け取った者からすれば満足するものではないかもしれないけれども、そのようなことを教育委員会では出させていただいて回答してきた経過があるわけですよね。今回についても、こういうふうに「検証しなさいよ、あんたたち」というふうなことですから、やはりそれを検証といいますか、いただいたものに対しての返答はしなければないだろうなと思うところもあるんです。

また、この逆もあって、検証しなさいよというふうに依頼をされても、それに応じる感じないというのはやはり何でも物事あると思うんですよね。そこをどう考えていくかというところが出てくると思いますが、これまでの経過からすれば、紳士的な部分というお話をした上で対応させていただけていますので、何らかの形で回答はしなければないのかなと思っているところですが、委員の皆さん、いかがですかね。回答する、検証するかどうかというのが、これまた別の話なんですけれども、どうでしょうね。何かの形で返事は差し上げなきゃないんで

ないかなと思うんですけれども。

○委員（後藤眞琴） どういうふうにするかは別にしてね、返事はしておいたほうがいいんじやないかと思います。

○教育長（大友義孝） そうですね。そのようにさせていただきたいなとは思います。

それから、この検証を尊重していますという部分でお話を、ここの文章を読んでいると、4月19日の臨時会とか4月26日の定例会の発言記録となっていますよね、これね。これ、いつの4月、今年のことになるのかな。（「はい、今年のです」の声あり）答申書をいただいて、この前段を見ると、学校再編ビジョンを策定していますよと。尊重してビジョンを策定していますよということを言っていますよね。ビジョンというのは平成28年につくられたんでなかつたかなと思うんだけれども、なぜこの4月19日の臨時会という話になってきたのか、ちょっとそこは全部読んでなかつたし、どういうことなのかなという、確認してみましたが、そこは。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） これにつきましては、意見交換会を終えてアンケート調査をさせていただきまして、その内容確認等々を行っていて、あとは教育委員会のまとめというんですかね、意見交換会、アンケートを経て教育委員会の考え方としてまとめていた文書をつくったと思うんですが、そのときの会議の話であるのかなと思っていまして、結局、尊重を検証するというのは、ちょっと私は意識になかったというか、そういう取りまとめて最終的に教育委員会の見解をちゃんとまとめたということですが、ここでは尊重して再編ビジョンを策定していると言っているけれども、その4月16と26日の定例会の発言記録の中にはそれを検証した様子は記録されておりませんと。結局、意味が私もちょつと理解できないところがあってですね。

○教育長（大友義孝） だから、「恐らく検証作業に不慣れなため」というふうなことをわざわざ書き入れたということはそういうことなのかな。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 尊重を検証するということは、ちょっと考えなかったというんですかね。私、ここのもとを見て、検証した様子は記録されていないと。尊重して再編ビジョンを策定したことを検証した様子が記録されていないという意味だと思うんですけども、そのこと自体がちょっと理解できない部分があるというかですね。

○委員（後藤眞琴） 検証はしていますよ。例えば、まとめあれですね、向こうの質問で、みんなの尊重していないんじやないかというときに、尊重していますという理由を書きましたよね。（「書きました」の声あり）まさに検証した上でああいうものが出てくるわけですよね。こ

ういうふうにして尊重しておりますと。

多分、これを見ますと、教育委員会というのは「検証作業に不慣れなため」と、僕たちはちゃんとできるんだけど、あんたたちできないから次の手順で検証をお願いすると、この手順までちゃんと教えてくれるんですよ。この検証の仕方というのはいろいろな方法があると思う。それで、これを見ますと、答申の基本的な考え方、これ1、2、3って、僕たちが受けた答申のどこにこんなふうに書いてあるんですか。僕たちが受けた教育委員会で答申というのは、あれ何といいましたか。（「環境審議会」の声あり）環境審議会、あそこでいろいろな意見が個人的に出てきたものを集約されたものが僕たちに答申内容としてあるわけですよね。その過程の中で個人的に述べたものを、ここに資料ついている、述べるっていうの、例えばですよ、僕たちが再編ビジョンをつくるに当たって、小中一貫校もあったらいいんでないかという意見も最初のころありましたよね。そういうこともつくったら、考えたらいいんでないかと。それを持ってきて、それが教育委員会の総意だというふうにはならないですね。

ですから、これ、審議の過程ではこういうものがありましたよと資料に載っているんだけれども、それは審議会における個人の意見ですよね。（「そうですね」の声あり）それを踏まえてみんなで話し合って、繰り返しになりますけれどもそれが答申になる、それを僕たちがどう読むかですね。できるだけ曲解しないような読み方で読みましょうというのが大切だと思います。だって、答申の基本的な考え方って、「学校の適正規模は、画一的、機械的なそういった数字だけ追って学級編成とはしないで、地域性や学校の実績を十分に考慮することが望ましい」と、これどこにそういう答申内容ありましたかね。（「ございません」「ございませんね」の声あり）ですから、これ、自分たちに都合のいいような答えを出させて、それであんたたちは検証していないっていう結論を出すためのこの検証項目なんでしょうね。

○教育長（大友義孝） そして、わざわざ表までつくってこのようにやりなさいよと手順書までつくられて、尊重していると言っているけれども、それをこの項目は反映したんでしょうか、それともしていないんですか、そのエビデンスはどうでしょうかというところまでこの表はつくっていただいているようなんですね。

この尊重と反映という因果関係も若干気になる部分があるんですけども、尊重いたします、100%尊重いたします、50%尊重いたしますという言葉があるのかどうかわかりませんけれども、尊重というのはとにかく価値があるものですよね。だから、それを一生懸命答申もいだいた部分を尊重するということを言っているんだから、大切に扱っていかなければいけないということですよ。

ただ、答申書をいただいた5つの項目だったと思うんですけれども、答申書をいただいたときに、それを100%そのとおりだねという形でいくものと、やはり教育委員会でいろいろ協議していって、尊重はするというふうなことを言っていても、この部分に関しては教育委員会の考えはこうなんじゃないかということですけれども、それをずれたときに尊重していないとこういうふうに言っているのかなというふうには思うんですけども、じゃあ教育委員会で考えて決めてきた部分というのは、その尊重と反映させたという部分の因果関係につながることになると思うんですね。100%これがつながっていないとダメだとというふうなことを言わんとしているのか、そこまでは書いていないからわからないんですけども、何かそういうふうな意味合いにとれてしまうんですよね。

だから、私ははつきり言いますと、さっき後藤先生が今言われたように、答申の基本的な考え方のところに羅列して書かれた部分については、答申書のどこにもありませんし、会議をした中でも、委員さんの発言の中であったりとか、そういうふうにしたもののような気がするんですね、見てみると。だから、それを一つ一つやんなさいよというのもどうかしているなどいうものもあるんで、これを一つ一つチェックするということは、あえてこの項目に従ってやるということはないんじゃないかなというふうには私は思うんです。

さっき言ったように、答申をいただいた部分については尊重して、とにかくやっていくんだということを言っている。その尊重という部分を反映させるという部分についていろいろ考えてみると、何ていうんでしょうね、この反映させるという部分については、尊重と反映って難しい言葉のようなんだけれども、すごく人の受け取り方によって違うような気がするんですね。そういうことがあってちょっと調べてみたら、反映論というのがあるんですよね。これは、認識は人間の意識の中で客観的実在を反映したものであると。客観的な見方をしているんだということを言わんとしているその反映論というのがあるみたいなんですけれども、それを考えてみると、100%尊重というのは100%反映というのとイコールなのかという疑問がどうしても出てきちゃう。ちょっと難しくなってしまいましたけれども、それを考えると、私には何か100%尊重するという、そして反映するというのは私の中ではなかなか理解が難しいなというふうに、余り難しすぎてですね。

○委員（後藤眞琴） そのアンケートとか説明の中では、できるだけ尊重するようにしておりますと、できるだけとかなり抽象的でいまいな部分があるんですけども、そうしているんですよね。それを、どうもこのまちづくり会議の人たちは尊重イコールそのままするんだよと、そのまましないと尊重にならないんだよという解釈だろう、尊重についてはね。ですから、こ

の教育委員会では、いろいろ学校の現状なんかを踏まえた上でできるだけ尊重してああいうふうに考えましたということでやってきたと思うんですよね。ですから、ここで言うようなものだったら、わざわざこれを苦労してつくってくれたんでしょうけれども、僕は教育委員会の自己評価、あれなんかについても検証という言葉、結構使っていますよね。それを「あなたたちは検証作業に不慣れだから、ちゃんと様式まで教えてやるからこれに従え」って、ちょっとね。「はい、そうですか。んじや」というわけには僕はいかないんじやないかと思うんですけどもね。

○教育長（大友義孝） 本当にですね。いろいろと前にも教育委員会に対して行政文書の開示請求があつたり質問状があつたり、そして回答したらば、それじゃだめだから再質問という形がありましたね。そのときに、持ってこられたときに「紳士的だって教育長言っているようだけれども、我々を愚弄しているのか」とかですね。あとは、「平行線にしているのは教育委員会だ」というふうなことを言われたりとかですね。逆に、「教育委員会が全戸配付しているやつはとても見にくい」とかですね。あとは、チラシに関しても、少数意見は聞かないんですからさつき議会の再質問の中にもありましたけれども、少数意見をもちろん無視するわけではありませんよということを回答しているんですね。でも、いろんな形を見ると、反対している人から見れば賛成する人が少数意見だとしますよね、一こまも載っていないですね、どこにも。それが意見を聞いていないということになってしまふのもね、本当は考えるところが多々多くですよ、自分の頭の中で葛藤しているんですけども、いずれにしてもこういったことを教育委員会は不慣れだろうからというふうなことを言われていますから、いずれにしても不慣れなんだかどうかわかりませんけれども、回答は差し上げねばねえな。その回答書は、まず原案つくって、そして回答するということでいかがですか。

○委員（成澤明子） 結局のところ、再編ビジョンを策定するに当たって、教育環境審議会からの答申を私たちは尊重しているという形でやっているんですけども、それをいちいち検証した形跡が議事録などからは読み取れないということだから、こんな手順で検証しなさいということであって、検証しなさいということがこのお手紙の趣旨なんですね。

○教育長（大友義孝） そうですね、検証をお願いします。

○委員（後藤眞琴） それも、次の手順でと。

○教育長（大友義孝） 次の手順で検証をお願いしますと。

○委員（成澤明子） だから、そちら様の手順、検証作業のとおりにするということも一つあるかもしれませんけれども、私たち教育委員会なりのやり方で進めてここまで検証しつつやって

きましたということですよね。

○教育長（大友義孝） そうです、はい。ただ、その中でね、私たち教育委員会が検証しつつやってきましたよというふうなことを言えば、じゃあどこにその根拠があるんですか、証拠はどこにあるんですかというふうに今までの流れからするとですね、なると思うんです。

○委員（成澤明子） 議事録、詳細に見てもらえばそれでいいんじゃないですか。

○教育長（大友義孝） この方たちは詳細にわたって見られていると思うんですよね。そして、学校教育環境審議会が出した答申の部分については、そうだなというふうに解釈していらっしゃると思うんです。ただ、それを個々に検証しなさいよって、この検証しました、こういう結果でした、じゃあこの方たちはそういう意向がどうなるんですかという部分の先ですよね、これの先、それがどういうふうなものなのかというのはちょっと私にははかり知れないわけですし、出した側じゃないですので意図がわからないと。わかる必要もないんでしょうね、依頼ですから。成澤委員が言われるように、次の手順で検証をお願いしますという依頼ですから、あくまでも。でも、それには応じ切れないんじゃないかなと、はっきり言いますと。理由は、さっき言ったように、その都度その都度ビジョンをつくる上で点検をしながらやってきているわけですから、だからなかなかこれは難しいんじゃないかなと思います。後藤委員もさっきおっしゃっていたような形だと思うんですよ。

○委員（後藤眞琴） 再編ビジョンをつくるに当たってはパブコメもしましたよね、パブリックコメント。（「はい」の声あり） そうしたら、そのとき当然検証していますよね、意見を入れて。今度のアンケートに答える場合にもこういう形で答えたのをまとめるときに、それをここでお話しするのも検証の一つであると思うんですよね。検証というのは次の手順でやるのが検証なんだよと。別な手順でやることもあり得るということはきっと頭の中にはないのかもしれないですね。

○教育長（大友義孝） この方たちはもうこれが絶対なんでしょうね。絶対評価するんでしょうか。学校再編ビジョンが教育委員会で決定されたのが平成28年6月22日なようです。それ以前に案を教育委員会で審議して、そしてパブリックコメントを実施しました。そして、お一人の方から2件のご意見が頂戴されたわけですね。その上で教育委員会の方針を再確認して、ビジョンが決定されたという経過があります。ですから、現在、検証をないがしろにしてとか、審議会の答申をないがしろにしてそのビジョンをつくってきたんではないというふうなことは言えると思うんですよね。ですから、この方たちがこういった方法でやりなさいよという検証をしろということを言われているようですけれども、なかなかこの方たちの検証の方法はこう

なんだよということであって、教育委員会としてはそうじゃないんじゃないかというふうに思うわけですよね。それに尽くるんじゃないかなと思いますが、いかがですか。（「教育長」の声あり）留守委員さん、どうぞ。

○委員（留守広行） この内容はともかくとして、検証というのは私が思うには、全く関係のない第三者的な方々がやられて検証が成立すると思うんです。ですので、当事者が当事者に対して検証して下さいって申し上げられても、多分当事者は反映しました、しましたというふうな回答にそれはなりますよね。そうしたら、その受け取った側の人たちはどうなんでしょうかと。検証してください、多分こう出るだろうと思って当事者に出していくらっしゃるのか、こう出される団体の皆さんはどちらか別に関係のないところに検証してくださいというのが、私はそういう検証という内容をいただくんであればそういう方法が、私はそう思うんですけども、はい。

○教育長（大友義孝） 確かに、検証委員会というのがいろんな形で設置されてあるものもありますからね。留守委員の言われるとおりなんだろうな。

○委員（後藤眞琴） そういう解釈もできますよね。それから、英語でv e r i f yとか言って、この証拠に基づいて自分たちのやっていることを証明するんですよというような意味にもなっているんですよね。ですから、これ自分たちで検証作業しますよと言ったら、向こうの同じ土俵に入りますので、成澤さんが言いましたように、その都度検証はしておりますと。それを証拠に挙げて説明するようにする。例えば、先ほどから申し上げているまとめの形でアンケートに答えた場合にはやっていますよね、そういうことをやっていると。それから、ここでそういう答えでいいのかと、こういう考え方でいいのかというときにも広い意味での検証はしているわけで、僕は検証しているんでないかと。そういうことをこちらでしていけば、教育長さんがいつもおっしゃられる紳士的な回答になるんでないかと。ただ、それが向こうではまた回答になっていないって受け取りを拒否されるかもしれませんけれども。

○教育長（大友義孝） 必ず紳士的ではないというようなことを言われるんでしょうね。恐らくね。それは今度はそうは言わないかもしれませんけれども、でもこういうふうな形で依頼とか質問状とか受けて、それをほったらかしにして何もしていないというわけじゃないですからね。こうやって教育委員会のほうで委員の皆さんにお諮りもしていますし、一番最初に質問書をいただいたときに、回答するもしないもあるんだというふうなお話をしたと思うんですね。その中でも、回答はしていますよというふうなお話をしても今日に至るわけですから、その流れはやはり崩さないで行くべきだなとは思っています。

ちょっと回答の部分はするということなので、さっき後藤委員からも言われた部分、皆さんから言われた部分を整理して、原案をつくって確認していきたいと思いますが、ただ今後何回も同じような形に出てくるということがあって、そこだけ一点に集中して業務をないがしろにしているわけではありませんけれども、かなりのエネルギー使うわけですね、これが。今からいろんな形で準備委員会、さっきの広報の原稿もありますけれども、準備委員会とかいろんな面でも今度進めていかなくてはなりませんし、私不思議なのは、会議とか傍聴とか何度も来られている方がいつも情報公開の開示請求するんですよね、来ている方が。なぜなのかなって、物すごく思うところがあるんですね。来られて会議資料も持っていますし、来なかつた部分のところなのか、それは存じ上げませんけれども、ただその開示請求を受ければ当然あるものは出してやらなくてはなりませんし、秘密会とか個人情報の部分については出せませんけれども、それがやっぱり資料を準備するまでには1カ月近くどうしてもかかるんですよね、点検したりなんかして。今回もお盆の前に提出されまして、結局お盆期間中もそれを見ながら点検せざるを得ないという現状があるわけです、現実問題としてね。一つだけじゃなくていっぱい来たときに、やはりそれも対応していかなければならぬ、それはなぜかといったら公的機関だからなんだと思うんですね。だから、そういったところを、いやお盆休みだから勘弁してくださいという話にはならないので、ちゃんとした対応はしていかなければないというところだと思います。

ただ、常々校長先生方に子供たち、児童生徒のほうの指導の部分でお願いしているのは、志教育ですよね。志教育は宮城県を挙げてやっていますけれども、どういったことなのかというと、やはり志ですから、書いて字のごとく、その中には社会性の涵養という部分もあったわけですよね。その社会性って何だというと、定義は何もないようなんですけれども、ただ相手の心を重んじるとか、その中でも自分の発言はしっかりと出していきましょうというふうなことに解釈できるようなんですけれども、そういった部分に、さっきも資料の中にも出てきましたけれども、相手のことを考えてというところが今の学校教育には大切なんだということが言われている日本なので、それを今頑張って先生方には指導してもらっているというところがあるので、これと何の話も関係ないかもしれませんけれども、そういうこともあるということです。

よろしいですか。（「すみません、よろしいですか」の声あり）どうぞ。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 確認なんですが、回答はするということでおろしいと。（「はい」の声あり）それで、一応ここにあちらの検証手順の（5）に、「記入

した調査票は、令和元年9月30日までにご返送ください」と。まちづくり会議が求めているのは、この記入した調査票を9月30日までくださいということで、回答をくださいというわけではなくて、この調査票に記入して書いてよこしてくれということなので、これには対応しないということでおろしいでしょうか。

○教育長（大友義孝）　　はい、そうでしょうね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　　それとは別に、何でいうんですかね、相手が回答を求めているわけではないんですね。（「そうですね」の声あり）調査票を求めてるので、これをどう取り扱うか。文書として、例えばこれについては検証の依頼については対応しかねますとか、そういう文書をお出しする形で対応するのかというようなところなんです。

○教育長（大友義孝）　　対応しかねますという書き方をするかどうかは別にして、ここで手順書を示された中で検証をお願いしますって9月30日まで調査票をよこしてくださいという部分については対応し切れないということですね。対応しないと、し切れないと。回答書になるかどうかわからないけれども、この日付でいただいた依頼に対しての回答をするということです。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　　相手はその回答を求めているわけでは多分ないと思うんですけども、教育委員会としてこれに対する回答をお出しするということでよろしいですか。

○委員（後藤眞琴）　　基本的には回答はするんだと思う。ただし、この向こうがつくった手順での検証はしませんと。それを文章でどうあらわすかはまた別の問題として、その2点だけをここで確認して、あと文書化していく。先ほど、それには対応しかねますとかね、そうすると向こうカチンと来るかもしれないで、いろいろそういうところは文章を工夫しながらやっていく。その2点だけは確認して、あとは。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　　そうしますと、それを協議いただくのは次の定例会ということでよろしいのでしょうか。大分今度また1カ月ぐらい間があくような形にはなってくるんですが。それか、案をおつくりして見ていただいて確認した上でということで。

○教育長（大友義孝）　　案をつくって、郵送か何かで一回見てもらう、そういうことは必要じゃないですかね。それで、30日まで返送くださいと言っているのは1カ月前に出したから1カ月あればできるでしょうということで多分猶予を与えてくれたのかなというふうには思うんですけどもね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 事務局でご提示するのがおそくなりまして大変申しわけないのですが、いずれそれでは案文をおつくりして、それができましたらお配りして確認いただいて、ご意見いただいた上で回答するということでおろしいでしょうか。

○委員（後藤眞琴） これ9月30、これ8月29日だから1カ月置いた猶予があるんですね。教育委員会でもいろんな事情があって、定例会で今日しかできなかつたと。慎重審議するためにもう一度定例会でする、それでやるっていうことも考えてもいいと思うね。（「はい」「そのほうがいいと思います」の声あり）それで、この9月30日までにこれを出さないと、向こうに多大な迷惑をかけますかね。

○委員（成澤明子） こちらの事情は一向に考えないで、定例会を私たち毎日開いているわけじゃないですから、月に一度のことなのに指定されてもそれは無理なことは多分よくおわかりだと思いますよ。

○委員（千葉菜穂美） 後藤先生の案でいいと思います。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） じゃあ、とりあえず案をつくって、教育委員会の会議の中でお出しして、それについてあとはご協議いただいて、その上でご回答申し上げると。

○委員（後藤眞琴） みんなで慎重審議した上で回答しますと。

○教育長（大友義孝） そうですね。そのほうがいいですね。そうしましょう。それでいいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そのような形で進めさせていただきままでの、ありがとうございました。

○教育長（大友義孝） お願いします。（「すみません、1点だけ」の声あり）

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） ちょっと私の捉えなのだと思うんですが、この反映状況調査票というのは、この1の答申の基本的な考え方については、答申書にないものです。ここの備考に、この答申の基本的な考え方は第7回の会議の7ページ、あとは13会議の6ページに記載されています。

○教育長（大友義孝） だってこれは個人の会議録でしょう。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） こここの部分は全く答申書にない部分で、この2の答申の具体的な内容と、ここからは答申の項目に沿った内容で編集してくれというようなところになってございますので、答申書にない部分と答申書に記載されている部分という

ことで構成させているというところだと思います。

○教育長（大友義孝） そうですね、よほど手なれた検証のつくり方なんですね。

はい、わかりました。じゃあ、そのような形でこの依頼の部分については整理をさせていただきたいと思います。

それではもう少しですね、協議事項の中で再編の関係で、教育総務課長、どうぞ続けていただいて。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、美里町新中学校開校準備委員会（仮称）の組織体制及び協議事項（案）ということで、A3判の案を前回のご意見をいただいた上でつくらせていただきましたので、伊藤のほうから説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○教育総務課主事（伊藤大樹） 改めまして、教育総務課の伊藤大樹と申します。よろしくお願ひします。

それでは、美里町新中学校開校準備委員会（仮称）の組織体制及び協議事項（案）について説明させていただきたいと思います。

恐縮ですが、座って説明させていただきます。

まず、資料の上段に記載しています全体会についてからまず説明させていただきます。全体会についてのまず協議事項について4点あります。まず学校名の選定というところで、まずこちらについては一般公募での案の募集を考えております。2点目、校章・校旗の選定、こちらについても一般公募での案の募集を考えております。3点目、校歌の選定、こちらについては専門性が高いことから専門家への依頼を考えおりまして、その際町内出身の専門家がおりましたらそちらの専門家の方への依頼を考えております。と同時に校歌の歌詞に使用してほしい言葉の調査、こちらをしていく考えであります。4点目、その他というところで校木、校花、学校キャラクター等の検討を考えております。構成員といたしまして、各検討部会の部会長と各検討部会からの代表1名それぞれ合計6名ということで考えております。

続きまして、検討部会、こちらが全部で3つあります。まず総務検討部会、こちらの協議事項としましては、記念行事の企画について、学校指定用品（制服、体操服）について、事前交流について、給食・アレルギー対応について、教材・備品の整理処分について、引っ越し計画・準備についての全部で6点の協議事項を考えております。

続きまして、PTA・通学・住民連携検討部会、こちらについては、PTAについて、通学・スクールバス運行計画について、住民連携について、安全対策について、田園の中学校構想に

について、同窓会についての6点についての協議事項を考えております。

最後に、学校運営・教育課程検討部会、こちらの協議事項については、学校教育目標・教育計画の設定、時間割について、各教科年間指導計画について、校務分掌・組織等について、いじめ・不登校対策について、特別支援教育について、ＩＣＴ教育の推進について、英語教育の充実について、部活動について、校則について、こちら全部で10点の協議事項を考えております。

それぞれの構成員については、候補者は全部同じで、小・中学校長、小・中学校教職員、学校評議員、学識経験者、住民、PTA、新中学校に通学する児童保護者、それから町教育委員会の事務局というふうに記載しております。この町教育委員会事務局については、管理運営のほうに携わっていくというところで、この構成員というところの中には入らないので、すみません、こちら訂正させていただきたいと思います。構成員としては、町教育委員会事務局以外の7つの候補者から選定していくという考えであります。

以上で資料の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございました。

部会そのものについては一応の案としては3つに絞りましたよと。その中で、全体会はそれぞれの部会から部会長さんとかに代表者を1人選んで2人ずつの6人というふうなことで、こういうふうな内容を考えてみましたということなんですね。

どうでしょう、委員の皆さん、これ今、開校までにやるべきことの項目全部入っているかどうかということなんですよね、問題はね。そこからだと思うんですけども。（「はい」の声あり）千葉委員さん、どうぞ。

○委員（千葉菜穂美） すみません、この学校名とか一般公募した場合、選ぶ方はどの方が選ぶんですか。この構成員が選ぶんですか。（「はい、そうです、全体会の構成員です」の声あり）校歌の選定の専門家への依頼で、町内の人じゃないとダメなんですか。（「いや、そういうことではないです」の声あり）何かあの、普通一般的な学校だと、すごい何か有名な方がつくられているんじゃないかなと思うので、やっぱりそんなにそんなにないことかなと思うので、有名な方に依頼してもらえたならなと思います。

○教育長（大友義孝） もう少し間口を広げてというところですね。

○委員（千葉菜穂美） ええ、はい。のほうが何となくいい、こじんまりしていなくてもっと広い意味でいいんじゃないのかなと思います。

○教育長（大友義孝） この中で総務検討部会の（1）番目の閉校式の企画については、これは

それぞれの学校単位で動くんじやないのかなと思うんだけれども、この総務の検討部会の中でそこまでやっぺか。（「どれですか」の声あり）総務検討部会の（1）番目の閉校式の企画というやつなんですけれども、これ、総務検討部会までいってやるんじやなくて、それぞれの学校でやることになるんでないかなという感じするんだけれども。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） あとは、3校あるわけですので、それぞれやるということにはなると思うんですが、ある程度いろんな連絡調整をするとか、共通する物事を例えば検討していくとかですね。ここに企画というふうに書いてあるからあれなんですけれども、何か必要なことがあるのではないかなというようなところで一応入れてはいるんですが。

よろしいですか。全くの案でございまして、これのとおりやるというわけではなくて、これは事務局がつくった本当のたたき台です。それで、できれば学校と保護者に見ていただきたいなど。こういう案を教育委員会でまず考えましたと。それを学校にお配りしてご意見をいただいた上で決めていくという形でいかがかなというところがありまして、一応10月の広報で住民の方には進捗状況をお知らせするのですが、保護者の方へのまだ何もアプローチしていないというところもありますので、現在の進行状況を含めてこういう形で決めていきたいんだということを、教育委員会便りみたいな形でお出ししたらどうかなということで考えておりまして、前回の校長会でもそのような方向でちょっと事務局としては考えていると。あとは教育委員会のほうでこの案をある程度お認めいただければ、それを学校にお配りして、そしてご意見をいただきたいと、その上で進めると。この協議事項につきましては、ちょっとわからないところも事務局でございまして、この区分けもですね、そういうものを含めてちょっと見ていただきた上で決めさせていただいたほうがよろしいのかなというところで考えているところでございます。

○委員（後藤眞琴） これ僕ね、見てよくできているなど。本当にこれ伊藤さんね、いろいろ調べて。それで、先ほど校歌の選定のところは千葉さんから指摘ありましたように、これだけだったら町内出身者がやるんだということで誤解されるから、一般公募とかね、すれば。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね、これも一般公募。

○委員（後藤眞琴） あとは、これはあくまでもこの検討部会では、教育委員会の事務局が指導していくわけでなくて、これはあくまでも事務のことに徹して、この部会のメンバーにいろいろ考えて案を出してもらうということに。

あと、気になっているのは、田圃の中学校構想、これ教育委員会である程度、何ていうんで

すか、詰めておく必要もあるんではないかと思うんですね。どういうものだって、事務局、教育委員会で誰か出るときに困るんでないかと思います。それで、こういう構想なんだと、おおよそね。それを教育委員会で一度お話ししておいたらいい。途中立ち消えになりましたからね。

あとは、これ住民っていうのは一応公募を考えておられるんです。（「はい、そうです」の声あり）

○教育長（大友義孝） 成澤さん。

○委員（成澤明子） こう見ると、本当に具体的にイメージが湧いてくるのでね、よくできていると思います。今、後藤さんがお話しされた田圃の中学校構想というところで、田圃って限定したら、じゃあ北浦梨はどうなるとかっていうこと。立地した場所は田圃の中にはあるんですけども、もっと何ていうか、畑も果樹も含めた田園とかっていうことはできないのかなと。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） よろしいですか。それで、以前もこの話になっていて、これ田圃っていうのは田畠という意味が、田圃はですね。

○委員（成澤明子） 「たんぼ」と読ませないわけね。「でんぼ」と読ませるの。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 「でんぼ」と通常言うみたいで、「たんぼ」とも言うと。

○委員（成澤明子） でも、「でんぼ」と呼ばせるわけ、今回。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） いや、これにつきましても、まだちょっと立ち消えになっているというか、先ほど後藤委員おっしゃいましたけれども、やはりもう少しこの内容についてちゃんと整理をした上でやはりこういうことに臨んでいくということが必要になると思いますので、次回の定例会にちょっと現在の状況、農政局に足を運んだりとか、取得の方法とか運営の方法がありますので、いろんな選択肢があつてまだ何も決まっていない状態ですので、そういうことを含めて次回にちょっとご提示した上でご協議いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○教育長（大友義孝） そうですね。田圃はどこにもあるんだって言われていますからね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） いや、そんなことないです。

○教育長（大友義孝） そういうふうに言う人もあるので。

○委員（後藤眞琴） どういうふうにするかね、基本的な考え方をね。

○教育長（大友義孝） 危険予知トレーニングの実施のところ、この安全対策の中に含めていただいたなと思っていますけれども、具体的にどういうふうにやっていくか、えらい組み立てするのものね、大変だろうなと思っていますけれども。でも、さっきお話のように、学校を通じ

て保護者の皆さんに1回見てもらうというところからスタートとしていくということだからね。（「いいですよね」の声あり）そして、こちらでやっておかなければいけないのはおおむねのスケジュールだな。何をいつまで決めるかというところをやっておかないと、これから令和6年の開校まで5年あるといつても、ここまで全部決めましょうというところを目指しておかないとと思いますのでね。

○委員（後藤眞琴）　これをできるだけ早く立ち上げると、それぞれの部会でちゃんとするんだなというのがみんなに伝わると思いますね。（「教育長、1つよろしいですか」の声あり）

○教育長（大友義孝）　はい、どうぞ。

○委員（留守広行）　この準備委員会のことなんですけれども、案なので、委員長・副委員長さんという役職も必要なんじゃないかなと思うんです、トータルで。（「トータルでね」の声あり）ええ。選び方はこれからでしょうけれども、そうしないと全体会では誰がリードしていくのかわからなくなってしまうので、部会は部会長さんがリードするんでしょうね。

○教育長（大友義孝）　規約つくらなきやない可能性もね。（「そうですね」の声あり）準備委員会の。はい、ありがとうございます。

　　はい、どうぞ。

○委員（成澤明子）　あとは、この協議事項の案に対するいろいろな町民の皆さんだったり、P TAの皆さんだったり、先生方だったりのご意見はどのような形で集めるか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　学校には、教育委員会便りみたいな形にこれをおつけして皆様に配ればなということで、あとは学校ごとにおまとめいただいて、そして意見をいただこうかなと思っております。

○教育長（大友義孝）　区長会議なんかでもいいのかもしれないですね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　それで、あとは町民の部分というのが、ちょっと今考えていなくて、まず保護者と学校の意見をお聞きしたいなと思っていたんですが、住民の方に対して、この案についてのご意見をいただくというのはちょっと今のところ想定していないので、もしそういうことも必要だということであればそれについても考えていくと。これたたき台でこういう案を募集しますというものをホームページ上に載せて、そしてあとは区長さんに広報か何かに載せて、そうするとちょっとずれてしまうんですが、何らかの形でホームページにありますよとかそういうことを、あとは各施設に置くとか、そういうような形ではできるのかなと思いますけれども。

○委員（成澤明子）　メールでも受け付けるの。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　例えばですね、そういうのもあると思
いますけれども。

○委員（後藤眞琴）　そのとき、知らせるだけでなく、ご意見をいろいろお寄せくださいとい
うようなことで知らせるわけね。（「はい」の声あり）

○教育長（大友義孝）　そして、やっぱり意見は聞くということが一番大事なところだというの
で、聞くのをどうするかだね。まさか、また意見交換会して回って歩くわけにもいかないし、
それはちょっと考えなきゃないですね。住民の意見というもののね。

○委員（成澤明子）　アンケートとったら、またまとめるの大変。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　その数によるでしょうねでも、でき
ないことはないとは思いますね。

○教育長（大友義孝）　幼稚園の統合のときを思い出すと、住民のご意見というのはどうしたの
かな。行政区長会議の中で話をさせてもらって、区長さんたちから意見を聞いただけだったか
もしれないね。あとは、やっぱり保護者さん中心にやってきたというのが多かったんですね。

○委員（後藤眞琴）　意見交換会ができるだけ住民の意見を聞くようにしますとお話ししています
よね。（「そうです」の声あり）ですから、やっぱり住民の意見も聞くように。

　それから、さっき留守さんがお話あったところ、この部会はこういうもんですよというの、
審議会でやって委員長席を置くとかありますよね。ああいうの一応つくってやれば、そこに何
名で構成するとか、委員長互選にするとかね、そういうことを書けば、さっきの留守さんのご
心配はある程度解消すると。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　よろしいですか。まず、保護者の方に
つきましては、くどいようですけれども、その教育委員会便りというものにこれをつけて意見
をくださいということで、それぞれの学校でまとめていただいたものをいただくと。

　住民の方に対しては、まず広報という手があると思うんですね。これからですと10月はも
う間に合いませんので、11月の広報にこういうことで意見を募集しますと、たたき台をです
ね。そして、意見をくださいという形、メールとかですね。全てこれをお配りしてやるという
方法もあるとは思うんですが、そこら辺はどうするかというところはあると思いますけれども、
ちょっと保護者より遅くなってしまいますが、意見をお聞きすることは可能だと思います。広
報を通して、あとホームページに掲載しますとかっていうやり方もありますし、あとは保護者
と同じように全戸配付でという手もあると思いますが。

○委員（千葉菜穂美）　いつまでっていうか、いつまで決めるって決めて、あとその広報なら広

報に統一したほうがいいんじゃないですか。住民の方、それで意見をメールとか、皆さん結構パソコン上手な人いっぱいいると思うので、メールとか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） メール、あとファックス、手で書いたものをファックスいただきても構わないでしょうし。

○委員（後藤眞琴） この広報に載せるとき、こういう案というのは図表を出すわけでしょう。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） スペースの関係がございますので、ちょっとあとそれは広報とのやりとりになると思いますけれども、こういうことで準備委員会を計画していますと、準備を進めていますと、たたき台としてこういう内容ですと、これに対してもご意見をくださいということで載せるかですね。あとスペース的にどうしてもとれないとか、そういう場合についてはまた考えなきやないと思いますね。

○委員（成澤明子） 広報に挟んであげたらどうですか。（「これをですね」の声あり） はい、差しこみ。

○教育長（大友義孝） 差しこみは極力控えるようにね、行政区長さんたちから言われているんです。そういう経過が。

○委員（成澤明子） それは行政区長さんが差し込むんですかね。

○教育長（大友義孝） 別の資料をね、前はあったんですよ。各課から広報以外に資料とかあつたんだけれども、それをやめにして広報に全部統一するようになったんですよ。だから、それは行政区長さんからの要望だったんですよね、十数年前。

○委員（後藤眞琴） あれ、年に一回になりましたしね。

○教育長（大友義孝） いろいろ考えることはあるんですが、先ほど後藤委員からも言われましたように、とにかくこの関係については住民の皆さんのご意見を聞いていきますということを全面的に出してきてるわけですから、その手法を何らかの形で考えていくということにさせていただきたいと思います。よろしいですね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、ちょっと考えをまとめて、方向性を出して、なるべく多くの皆様の意見をお聞きした上で立ち上げていくという方向でということで進めたいと思います。

○教育長（大友義孝） お願いします。

　続いて、ありますか。どうぞ。（「続けてよろしいですか」の声あり） いいです、いいです、はい。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 最後になります。もう大分時間もあれ

ですけれども。

お配りした資料で、電磁波についてということで、一番表に（1）から（7）までということで資料をお配りしているというところでございます。細かい説明はちょっと省略をさせていただきたいと思います。

まず、電磁波に関する取り組み等（国内外）時系列整理ということで、これは電磁波が人体に対する影響について、どういう形でいろんな取り組みが進められてきたかというものを整理したものということで、1977年から2011年の3月までということで、流れを整理したものになってございます。

それで、まずこの表の中で、どういう基準になっているかという部分でございますけれども、一番下の部分でございます。2011年の3月に経済産業省が電気設備に関する技術基準を定める省令、これを一部改正して、磁束密度の平均値が200マイクロテスラ以下となるように電力設備を設置する規制を公布して、同年10月に施行したということでございまして、国基準につきましてはこの省令に基づいて定められているということで、規制値が200マイクロテスラ以下ということになってございます。

これは何をもとにしているかといいますと、この上に2010年、ICNIRP、これは国際非電離放射線防護委員会というものがございまして、ここでガイドラインというものを出しておりまして、そのガイドラインが示しておるのが25ヘルツから50ヘルツにつきましては200マイクロテスラ以下と、あと50ヘルツから400ヘルツにつきましても200マイクロテスラ以下というものが示されておりまして、これが省令のもとになっているものということでございます。

それで、この時系列の表のまとめ方、どうやってまとめたかといいますと、資料でおつけしている原子力安全・保安部会電力安全小委員会、電力設備電磁界対策ワーキンググループ報告書というものが出ておりまして、これに基づいて作成したものでございます。今回厚いものはこの資料をおつけしているので厚くなっておりますけれども、これに基づいて今の取り組みというか、各電力なりの見解が示されているのではないかというふうな部分でございます。これの資料編のほうには他国の規制状況等々も入ってございまして、ヨーロッパ等々が多いのが、100マイクロテスラという基準値が設けられていて、国によっていろんな考え方があるというような状況であります。

それで、時系列の次のページに、新中学校建設予定地送電線磁界（電磁波）測定結果ということで、これは平成31年の2月26日に私が電力の職員と現地で立ち会って測定したもので

ございます。ここに測定No. 1から11までございまして、実際の測定器につきましてはミリガウスという単位のものの測定器でございまして、それを使用してございます。それを換算したものを、その脇にマイクロテスラに換算したものをお出ししているということで、これでいきますと、1番高い値が出ているのが測定No. 9の0.14マイクロテスラということで、これは高压線の直下でございます。

その次のページに、どこではかったかというものを示したものでございます。これは基本計画の図面に落とし込んでみたものでございますけれども、方角的には一応表示は入れておるのですが、左側がまあ西側というんですかね、あとは小牛田駅側、左側がですね。右側が南郷側ということになります。それで、ちょうど真ん中の下あたりに四角い部分がありまして、これは高压線の位置でございます。そこに線が入っておりますけれども、これは高压線の場所ということで、測定はそれぞれNo. 1が小牛田駅側のほうから入っておりまして、この上にごちやごちやと結構、5点ほどとっておりますけれども、これは最初に3点はかりまして、その中でゼロになるポイントがどこかということを調査したものでございまして、直下から38メートル行ったところで大体ゼロになると。約40メートル程度ということになると思います。そこでゼロになるんじゃないかというようなところでございまして、そこまでは何らかの影響というか、電磁波が出ると、エリアだということでございます。

それで、No. 9のところが一番数値が高いということでございますけれども、やはり高压線、鉄塔と鉄塔の間でどうしてもたるみが出ると、全く真っすぐで張っているわけではない。重量的な部分、重力的な部分がありますのでたるみが出ると。その低いところではかるとやはり近いので高い値が出るというようなところでございまして、No. 9が一番高い値になっているというようなところでございます。ただ、一番高い値ということでございましても、0.14マイクロテスラということで、値的には非常に低い値だというようなところでございます。

それで、資料につきましては、先ほどのワーキンググループの資料のほかに、その他資料ということで、この見解に対してちょっと疑問があるというような見解から、「生活の中に潜む電磁波被曝による身体への影響」という資料をおつけしております。これは、荻野晃也さんという方、京都大学の講師の方ということで、あとこの電磁波環境研究所というところの方ということで、この方の見解をまとめたものをちょっと資料としておつけしております、さらには、この反対するというか、懐疑的な見解の方に対する考察というか、したものを電磁波恐怖商法にご用心ということで、こういうものもございましたので、参考までにということでおつけしているというところでございます。基本的に電磁波につきましては、因果関係が明確にわ

からないというような状態であるということでございまして、今後いろんな取り組みが進められていくのではないかというような状況であるということでございます。

ちょっと雑駁になりましたけれども、以上、取りまとめた結果ということでございます。

○教育長（大友義孝） これ、協議ではないね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 調査した報告というんですかね。

○教育長（大友義孝） 報告だよね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それで、議会の中でもご心配いただいているところもございますし、心配なところがあるというところはありますので、今回調べられる範囲で事務局として整理をしておいたと。その内容をご報告ということでございます。

○教育長（大友義孝） ということで、ここまで調べられましたと。その結果、先ほど課長が話したような内容でしたということでございますので、報告ということで、これを協議してもどうにもならない部分なので、以上ですね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それで、一応施設の基本計画の中でもやはり配慮をしていくというようなことを言っておりますので、例えば配置の工夫でなるべくその近くにはふだん活動しないような、今の計画ですとテニスコートあたりは一番高压線に近いというところもございますので、そういう活動をするところについてはやはり配置の配慮が必要なのかなというところもございますので、これにつきましては今後もですね……。

○教育長（大友義孝） それは町長部局のほうに伝えていかないし、うちのほうでもキャッチボールしなきゃない部分だね、教育委員会と町長部局。その中でいいものをやっぱりつくっていかないとないという部分も前提にあるので、町長のほうに丸投げということはない。

○委員（後藤眞琴） この荻野さんがね、言わせてもらうとね、やっぱり影響はあるんだよということで、それでも少ないからいいんだと。日本の場合はほかのところから比べたらかなり甘いんでしょうね。ですから、できるだけ教育委員会としては、建てる場合にはその辺の配慮をして、そうしたらこのゼロのところに、そういうことは町長部局のほうにお話しして。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それで、配置につきましては、教育委員会の権限になりますので、学校の配置ですね。ですので、こちらからやっぱり先ほど教育長もおっしゃっていましたけれども、キャッチボールをして、そしてそういうところも配慮したような配置で進めていただくということになるかと思います。（「1ついいですか」の声あり）

○教育長（大友義孝） どうぞ。

○委員（成澤明子） 本当にこのようにたくさんの資料というか、WHOもだし、経産省もだし、電力からもだしつてね、いろいろなところから資料をいただいてとてもよかったです。それで、はかつてみたところ、国の磁界規制値が200マイクロテスラってね、それはもう短期に被曝した場合は大変なことになるという意味だと思うんですけども、長期に超低周波磁界を浴びていくというのが小児性がんとちょっと関係あるんじゃないかなと、そこは不明だということですね、誰も彼もがまだ不明だということでやっているんですけども、やっぱり限りなくゼロに近い環境で子供たちを被曝させないようにということを考えると、配置は教育委員会に任せるということなんですね。高圧線下にもう本当にスクールバスの発着所があつたりとかということは考えられないと思いますから、前も言ったかと思いますけども、調整池をこっちに持ってきてとか、緑地をこの辺にしてとかという形でいいかないと、いかにもその高圧線の下で子供たちが生活するというのはちょっと考えられないと思います。

○委員（後藤眞琴） これを読ませてもらうとね、電気毛布というのはこんなに注意しないとダメなんだとね、寝るときにはスイッチを切りなさいとかね、切ったほうがいいですよって書いてあるんですがね、全然考えもしなかった。

○教育長（大友義孝） そうですね、これだけ資料が集められて、ちょっと会議の中では言いにくいんだけども。

ありがとうございました。以上のことでの報告……（「あと1つ」の声あり） はい。

○委員（成澤明子） この広報みさとに新中学校の整備についてということで、現在の進行状況、これはすごく短い文章でぱっと見てフォントもいいですよね、若者向けで。それで、とってもいいと思いました。これに例えばその1とかってつけちゃまずいんですかね。（「続きがこう」の声あり） そう、その2がないとか、一体どこでスタートしたのか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 今回は無理ですね、もう。

○委員（成澤明子） 今回は無理なんだ。

○教育長（大友義孝） というのは、ずっと広報に載せ続けなきゃいけなくなってしまうよ、そういうすると。

○委員（成澤明子） これね、待っていましたということだと思いますよ。私もよく聞かれました、いつ開校するのと。

○教育長（大友義孝） 載せる工夫をしていくということだね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません、ちょっと1つだけ、フェイスブックでページを立ち上げて情報発信したいなと思っておりまして、今、産業振興課のほう

うではいろいろ情報を出していてというところもありますので、試験的にというか、やはり情報共有ということでSNS活用ということでフェイスブックをちょっと今立ち上げる準備をしておりまして、その中で今後いろいろ情報をお出ししていこうかなと。そのことにつきましても保護者の方にお伝えしながら、住民の方も含めて考えていますので、お願いいいたします。

○教育長（大友義孝）　はい、わかりました。

ちょっとと長くなってきました。本当は今日の目標4時半だったんですが、大幅にとんでもない時間になっております。日程第13については以上で終了をいたします。

その他

○教育長（大友義孝）　続けて、その他ですが、行事予定についてと、それから次回の開催についてになっておりますが、どうですか。藤崎課長補佐、ご説明要らないよね、行事予定ね。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司）　そうですね。ただ1点だけちょっとすみません、私のほうから31日がちょっと抜けておりまして、大変申しわけありませんでした。31日ちょっと追加していただいて、そこに就学時健診、なんごう幼稚園で1時から開催する予定でございます。こちらのほう訂正させていただきたいと思います。

○教育長（大友義孝）　じゃあ、31日追加してもらって、就学時健診がありますと、なんごう幼稚園ね。それを追加してください。

では、次回の定例会の開催の予定なんですが、希望を申し上げれば24か25というところかなと思うんですけども、いかがでしょうか。どちらがいいでしょう。

○委員（留守広行）　24日お願いしたいです。

○教育長（大友義孝）　じゃあ、24日は木曜日ですよね。よろしいですか。

○各委員　　「はい」の声あり

○教育長（大友義孝）　じゃあ、24日1時半、この場所でということでよろしくお願いします。

告知はそうすると、どうなんだ。（「この前の週になると思います」の声あり）前の週だね。（「22日がお休みに入っていますので」の声あり）そうだね。（「前の週の18日が告示になりますね」の声あり）できるだけ、案件がどれだけあるかちょっとわかりませんけれどもね。この辺、整理して出していくということにしたいと思います。

以上で、議事日程でお伝えしております日程は全部終了いたしました。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、これをもって令和元年9月教育委員会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。長い時間おつき合いいただきましてありがとうございました。

午後7時16分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課藤崎浩司が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和元年10月24日

署名委員

署名委員